



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則（行政管理課） 1
- 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（行政管理課） 22

告 示

- かいの指定（財政課） 38
- かいの指定の解除（財政課） 38

公 告

- 沖縄県行政オンブズマン設置要綱の一部を改正する要綱（広報課） 38

訓 令

- 陳情等処理規程の一部を改正する訓令（広報課） 39
- 沖縄県行政オンブズマン調査員設置規程の一部を改正する訓令（広報課） 39
- 旅券発給業務嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（交流推進課） 39
- 通訳・翻訳嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（交流推進課） 40
- 文書管理規程の一部を改正する訓令（総務私学課） 40
- 告示・公告定型の一部を改正する訓令（総務私学課） 43
- 沖縄県都市モノレール建設事務所設置規程（行政管理課） 52
- 沖縄県職員の被服等貸与規程の一部を改正する訓令（行政管理課） 53
- 沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令（行政管理課） 53
- 沖縄県職員の駐在等に関する規程の一部を改正する訓令（行政管理課） 62
- 沖縄県部等内協議機関設置規程の一部を改正する訓令（行政管理課） 63
- 沖縄県副知事の担任事項を定める規程の一部を改正する訓令（行政管理課） 63
- 沖縄県公有財産管理運用委員会設置規程の一部を改正する訓令（管財課） 63
- 県政運営会議設置規程の一部を改正する訓令（企画調整課） 64
- 沖縄県振興推進委員会設置規程の一部を改正する訓令（企画調整課） 64
- 沖縄県土地利用対策委員会設置規程の一部を改正する訓令（土地対策課） 65
- 沖縄県情報技術嘱託員設置規程の一部を改正する訓令（情報政策課） 65
- 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク運用管理規程の一部を改正する訓令（情報政策課） 66
- 沖縄県離島過疎地域振興対策会議設置規程の一部を改正する訓令（地域・離島課） 67
- 沖縄県渇水対策本部設置規程の一部を改正する訓令（地域・離島課） 67

災害対策本部事項

- 沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令 68

国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部事項

- 沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令 72

規 則

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第9号

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則

沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

- 目次中「第3款 環境生活部」を「第3款 環境部」に、「第4款 福祉保健部（第43条—第53条）」を「第4款 子ども生活福祉部（第43条—第48条の3）」に、「第4節 環境生活部関係出先機関」を「第4節 環境部関係出先機関」に、「第1款 衛生環境研究所（第126条・第127条）」を「第1款 削除」に、「第2款 動物愛護管理センター（第128条・第129条）」を「第2款 動物愛護管理センター（第128条—第133条）」に、
- 第3款 県民生活センター（第130条・第131条）
- 第4款 計量検定所（第132条・第133条）
- 第5款 食肉衛生検査所（第133条の2—第133条の4）
- 第6款 平和祈念資料館（第133条の5・第133条の6）」

「第5節 福祉保健部関係出先機関

第1款 福祉保健所（第134条・第135条）

第2款 保健所（第136条—第139条）

第3款 看護大学（第140条・第141条）

第4款 削除

第5款 女性相談所（第145条—第147条）

第6款 若夏学院（児童自立支援施設）（第148条—第153条）」に、

第6款 若夏学院（児童自立支援施設）（第148条—第153条）

を

第7款 児童相談所（第154条—第156条）

第8款 知的障害者更生相談所（第157条）

第9款 身体障害者更生相談所（第158条—第160条）

第10款 削除

第11款 総合精神保健福祉センター（第162条—第171条）」

「第5節 子ども生活福祉部関係出先機関

第1款 福祉保健所（第134条・第135条）

第2款 女性相談所（第136条・第137条）

第3款 若夏学院（児童自立支援施設）（第138条—第140条）

第4款 児童相談所（第141条—第143条）

第5款 知的障害者更生相談所（第144条）

第6款 身体障害者更生相談所（第145条—第147条）

第7款 県民生活センター（第148条・第149条）

第8款 計量検定所（第150条・第151条）

に改める。

第9款 平和祈念資料館（第152条・第153条）

第5節の2 保健医療部関係出先機関

第1款 看護大学（第154条・第155条）

第2款 衛生環境研究所（第156条・第157条）

第3款 保健所（第158条・第159条）

第4款 総合精神保健福祉センター（第160条・第161条）

第5款 食肉衛生検査所（第162条—第171条）」

第12条第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 環境部

(5) 子ども生活福祉部

第12条中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 保健医療部

第13条第4項中「環境生活部」を「環境部」に改め、同項第2号中「県民生活、生活衛生及び交通安全」

を「緑化の推進」に改め、同項第3号を削り、同条中第9項を第10項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、同条第5項中「福祉保健部」を「保健医療部」に改め、同項第1号中「社会福祉及び社会保障」を「地域医療」に改め、同項中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加え、同項を同条第6項とする。

(3) 国民健康保険に関する事項

第13条第4項の次に次の1項を加える。

5 子ども生活福祉部においては、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 社会福祉及び社会保障に関する事項
- (2) 県民生活及び交通安全に関する事項
- (3) 平和及び男女共同参画に関する事項

第13条の2の表中

広報課	広報班 広聴班
交流推進課	旅券センター

を

広報交流課	広報広聴班 交流推進班 旅券センター
-------	--------------------

に改

める。

第13条の4を削る。

第13条の5（見出しを含む。）中「交流推進課」を「広報交流課」に改め、同条第13号中「その他」を「第8号から前号までに掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第20号とし、同条中第12号を第19号とし、第9号から第11号までを7号ずつ繰り下げ、同条第8号中「財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団」を「公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第7号を第14号とし、第1号から第6号までを7号ずつ繰り下げ、同条に第1号から第7号までとして次の7号を加え、同条を第13条の4とする。

- (1) 県行政の広報及び広聴に関すること。
- (2) 県の広報及び広聴活動の総合的企画及び調整に関すること。
- (3) 報道機関との連絡調整に関すること。
- (4) 県行政のイメージ施策に関すること。
- (5) 陳情等の処理に関すること。
- (6) 行政オンブズマンに関すること。
- (7) 県旗、県章等に関すること。

第13条の6を第13条の5とし、第13条の7を第13条の6とし、第13条の8を第13条の7とする。

第14条の見出し中「班」を「班、室」に改め、同条中「班及び」を「班、室又は」に改め、同条の表中「組織管理班」を「組織管理班 総務事務集中センター準備室」に改める。

第21条に次の1号を加える。

(8) 総務事務の効率化及び集中化に関すること。

第29条の見出し中「及び班」を「、班及び室」に改め、同条第1項中「班を」を「班又は室を」に改め、同項の表中「班名」を「班等名」に、「跡地利用対策班」を「跡地利用推進班」に、「公共交通推進班 国際空港班」を「国際空港班 公共交通推進室」に、

情報政策課	情報政策班 地域情報通信班 電子県庁推進班 行政ネットワーク整備班
-------	-----------------------------------

を

総合情報政策課	情報企画班 情報通信基盤班 番号制度推進班 行政ネットワーク整備班
---------	-----------------------------------

に改

め、同条第2項中「土地対策課に、」を削り、「開発指導班」を「、交通政策課に交通政策調整班を、土地対策課に開発指導班」に改める。

第30条中第13号及び第14号を削り、第15号を第13号とし、第16号を削り、第17号を第14号とし、同号の次に次の1号を加える。

(15) 駐留軍用地跡地の総合的企画及び調整に関すること。

第30条第18号中「軍用地跡利用計画」を「駐留軍用地跡地利用計画」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第19号を第17号とし、第20号から第22号までを2号ずつ繰り上げる。

第31条第7号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 鉄軌道を含む公共交通システムの導入促進に関すること。

第32条の4（見出しを含む。）中「情報政策課」を「総合情報政策課」に改め、同条第14号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第15号とし、同条第13号の次に次の1号を加える。

(14) 番号制度の推進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第2章第2節第3款の款名を次のように改める。

第3款 環境部

第33条の見出し中「環境生活部の課及び班」を「環境部の課、班及び室」に改め、同条第1項中「環境生活部」を「環境部」に、「班を」を「班又は室を」に改め、同項の表中「班名」を「班等名」に、「環境評価班」を「環境評価班 基地環境特別対策室」に、

自然保護課	自然保護班 自然公園班	を
県民生活課	消費生活班 交通安全市民活動班	
生活衛生課	生活衛生・水道班 食品乳肉班	
平和・男女共同参画課	平和推進班 男女共同参画班	

自然保護・緑化推進課	自然保護班 自然公園班 緑化推進班	に改
------------	-------------------	----

め、同条第2項中「平和・男女共同参画課」を「自然保護・緑化推進課」に、「男女共同参画推進班」を「緑化調整班」に改める。

第34条第11号中「衛生環境研究所」を「米軍施設における環境問題」に改める。

第37条（見出しを含む。）中「自然保護課」を「自然保護・緑化推進課」に改め、同条第10号中「その他自然保護」を「前各号に掲げるもののほか、自然保護及び緑化」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号の次に次の1号を加える。

(10) 緑化の総合的企画、調整及び推進に関すること。

第38条から第42条までを次のように改める。

第38条から第42条まで 削除

第2章第2節第4款の款名を次のように改める。

第4款 子ども生活福祉部

第43条及び第44条を次のように改める。

（子ども生活福祉部の課及び班の設置）

第43条 子ども生活福祉部に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる班を置く。

課名	班名
福祉政策課	総務班 予算経理班 地域福祉班 保護班 監査指導班
高齢者福祉介護課	在宅福祉班 施設福祉班 介護企画班 介護指導班
青少年・子ども家庭課	青少年育成班 児童育成班 母子福祉班
子育て支援課	子育て班 待機児童対策班 認可・指導班
障害福祉課	計画推進班 事業指導支援班 地域生活支援班

県民生活課	消費生活班 交通安全市民活動班
平和援護・男女参画課	平和推進班 援護班 男女共同参画班

2 前項に定めるもののほか、マトリックス組織として、平和援護・男女参画課に男女共同参画推進班を置く。

第44条 削除

第45条（見出しを含む。）中「福祉・援護課」を「福祉政策課」に改め、同条中第16号から第24号までを削り、同条第15号中「旧軍人軍属の死没者の公報、遺骨及び遺留品」を「前各号に掲げるもののほか、社会福祉行政」に改め、同条を同条第16号とし、同条の前に次の1号を加える。

(15) 福祉保健所に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。

第45条第14号を削り、同条第13号中「戦没者遺族、戦傷病者、未帰還者留守家族及び引揚者の援護」を「社会福祉統計」に改め、同条を同条第14号とし、同条中第12号を第13号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 社会福祉法人、社会福祉施設、福祉保健所等措置機関の指導監査に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。

第47条（見出しを含む。）中「青少年・児童家庭課」を「青少年・子ども家庭課」に改め、同条第1号中「関すること」の次に「（他課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条中第9号及び第10号を削り、第11号を第9号とし、同条第12号中「関すること」の次に「（他課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条を同条第10号とし、同条中第13号を第11号とし、第14号から第16号までを2号ずつ繰り上げ、同条第17号中「その他児童の福祉」を「前各号に掲げるもののほか、児童福祉、母（父）子、寡婦福祉」に改め、同条の前に次の2号を加える。

(15) 子ども・若者育成支援に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。

(16) 子どもの貧困対策に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。

第47条の次に次の1条を加える。

（子育て支援課の事務）

第47条の2 子育て支援課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉に関する事（保育施設、児童厚生施設及び子育て支援に限る。）。
- (2) 認定こども園に関する事。
- (3) 保育士に関する事。
- (4) 保育団体の指導育成に関する事。
- (5) 社会福祉法人に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、子育て支援に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。

第48条を次のように改める。

（障害福祉課の事務）

第48条 障害福祉課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者手帳及び療育手帳に関する事。
- (2) 障害児福祉に関する事。
- (3) 障害者の自立支援に関する事。
- (4) 障害者の社会参加促進に関する事。
- (5) 更生医療に関する事。
- (6) 障害者の権利擁護の推進に関する事。
- (7) 障害者虐待の防止に関する事。
- (8) 身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所に関する事。
- (9) 沖縄県福祉のまちづくり条例（平成9年沖縄県条例第5号。以下「福祉のまちづくり条例」という。）に関する事。
- (10) 障害者施策推進協議会に関する事。
- (11) 福祉のまちづくり審議会に関する事。
- (12) 障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会に関する事。
- (13) 精神保健福祉審議会に関する事。

- (14) 障害者介護給付費等不服審査会及び障害児通所給付費等不服審査会に関する事。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、障害者福祉に関する事。

第2章第2節第4款中第48条の次に次の2条を加える

(県民生活課の事務)

第48条の2 県民生活課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県民生活及び交通安全対策に関する施策の総合的企画、調整及び推進に関する事。
- (2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に関する総合的施策の企画及び推進に関する事。
- (3) 消費者行政及び物価行政に関する事。
- (4) 不当景品類及び不当表示の防止に関する事。
- (5) 消費者団体の指導育成に関する事。
- (6) 消費生活協同組合に関する事。
- (7) 物価に関連する消費者の苦情処理に関する事。
- (8) 金融広報に関する事。
- (9) 物価及び物資に関する情報の収集及び提供に関する事。
- (10) 総合案内及び窓口相談に関する事。
- (11) 災害救助に関する事。
- (12) 計量検定に関する事。
- (13) 貸金業に関する事。
- (14) 県民生活センター及び計量検定所に関する事。
- (15) 消費生活審議会に関する事。
- (16) 地方改善施設整備事業に関する事。
- (17) 交通安全の普及啓発及び交通事故相談に関する事。
- (18) 交通安全対策本部及び交通安全対策会議に関する事。
- (19) 県民生活の安全確保に関する事。
- (20) 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づく支援等に関する事。
- (21) 公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。)
- (22) 前各号に掲げるもののほか、県民生活及び交通安全に関する事。

(平和援護・男女参画課の事務)

第48条の3 平和援護・男女参画課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 平和行政に関する施策の総合的企画、調整及び推進に関する事。
- (2) 平和祈念資料館に関する事。
- (3) 平和の礎に関する事。
- (4) 日本国憲法の普及に関する事。
- (5) 人権擁護思想の普及に関する事。
- (6) 戦後処理に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。)
- (7) 戦没者遺族、戦傷病者、未帰還者留守家族及び引揚者の援護に関する事。
- (8) 未帰還者の調査及び身分等に関する事。
- (9) 旧軍人軍属の死没者の公報、遺骨及び遺留品に関する事。
- (10) 旧軍人軍属及びその遺族の恩給に関する事。
- (11) 戦没者等の叙位叙勲に関する事。
- (12) 旧軍人軍属の軍歴証明に関する事。
- (13) 戦没者の慰霊その他旧軍人軍属に関する事。
- (14) 戦傷病者の厚生医療給付の判定に関する事。
- (15) 援護団体の指導及び助長に関する事。
- (16) 戦災補償の請求に関する事。
- (17) 霊域の管理に関する事。
- (18) 男女共同参画社会の実現に関する施策の総合的企画、調整及び推進に関する事。
- (19) 男女共同参画審議会に関する事。
- (20) 男女共同参画センターに関する事。

- (21) 公益財団法人おきなわ女性財団に関すること。
 (22) 女性団体の育成及び連絡調整に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
 (23) 前各号に掲げるもののほか、平和の推進、援護及び男女共同参画に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第49条（見出しを含む。）中「医務課」を「保健医療政策課」に改め、同条第13号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第15号とし、同条第12号の次に次の2号を加える。

- (13) 衛生統計に関すること。
 (14) 衛生環境研究所に関すること。

第49条を第49条の2とし、同条の前に次の款名及び1条を加える。

第4款の2 保健医療部

（保健医療部の課及び班の設置）

第49条 保健医療部に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる班を置く。

課名	班名
保健医療政策課	総務班 企画・医事班 医療班 看護班
健康長寿課	健康企画班 健康づくり班 母子保健班 結核感染症班 精神保健班
生活衛生課	生活衛生・水道班 食品乳肉班
国民健康保険課	国民健康保険班 高齢者医療班
薬務疾病対策課	薬務班 疾病対策班

第50条（見出しを含む。）中「健康増進課」を「健康長寿課」に改め、同条第9号中「育成医療」の次に「及び精神通院医療」を加え、同条第12号中「財団法人沖縄県保健医療福祉事業団」を「公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団」に改め、同条第18号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第23号とし、同条第17号の次に次の5号を加える。

- (18) 精神保健に関すること。
 (19) 精神障害者保健福祉手帳に関すること。
 (20) 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第156条に基づく政令に規定する精神保健に要する医療費の特別公費負担の事務に関すること。
 (21) 保健所に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
 (22) 総合精神保健福祉センターに関すること。

第50条の次に次の1条を加える。

（生活衛生課の事務）

第50条の2 生活衛生課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 旅館業、興行場、公衆浴場、理容師、美容師及びクリーニング業に関すること。
 (2) 墓地、埋葬等に関すること。
 (3) 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
 (4) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること。
 (5) 食品衛生、調理師及び製菓衛生師に関すること。
 (6) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
 (7) 狂犬病予防に関すること。
 (8) と畜場に関すること。
 (9) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること。
 (10) 化製場等に関すること。
 (11) 食品の安全性の確保に関する施策の総合的企画、調整及び推進に関すること。
 (12) 食品衛生検査施設における食品検査の信頼性確保業務に関すること。
 (13) 水道行政に関すること。
 (14) 水道原水水質保全事業の実施の促進に関すること。

- (15) 生活衛生関係団体及び食品衛生関係団体の指導育成に関すること。
- (16) 食肉衛生検査所に関すること。
- (17) 生活衛生適正化審議会及び公衆浴場入浴料金審議会に関すること。
- (18) 前各号に掲げるもののほか、生活衛生に関すること。

第54条第1項の表中「企画班 工事検査指導班」を「企画班 研究企画班 工事検査指導班」に、

流通政策課	流通・市場班 販売戦略班	を
-------	--------------	---

流通・加工推進課	流通政策班 販売加工戦略班	に、
----------	---------------	----

「事業計画班」を「事業計画班 技術管理班」に、

農地水利課	用地施設班 農地水利班	を
農村整備課	技術管理班 農村整備班	
森林緑地課	企画調整班 資源活用班 緑化推進班 森林保全班	

農地農村整備課	施設管理班 農地水利班 農村整備班	に改
森林管理課	森林企画班 森林保全班 資源活用普及班 森林経営班	

め、同条第2項を削る。

第55条の2（見出しを含む。）中「流通政策課」を「流通・加工推進課」に改め、同条第13号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第15号とし、同条第12号の次に次の2号を加える。

- (13) 農林水産物の加工対策に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (14) 六次産業化の推進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第56条中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 農地中間管理事業の促進に関すること。

第56条第10号中「財団法人沖縄県農業開発公社」を「公益財団法人沖縄県農業振興公社」に改める。

第61条第1号、第3号、第6号及び第7号中「かかる」を「係る」に改め、同条第14号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第17号とし、同条第13号の次に次の3号を加える。

- (14) 農業農村整備事業に係る技術管理に関すること。
- (15) 農業農村整備事業に係る電算及び基準に関すること。
- (16) 農業農村整備事業に係る技術研修に関すること。

第62条を次のように改める。

第62条 削除

第63条（見出しを含む。）中「農村整備課」を「農地農村整備課」に改め、同条第14号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、農業生産基盤整備、」に改め、同号を同条第20号とし、同条中第13号を第19号とし、第12号を第18号とし、同条第11号中「関すること。」を「関すること」に、「限る。）」を「限る。）」に改め、同号を同条第17号とし、同条第10号中「関すること。」を「関すること」に、「限る。）」を「限る。）」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第7号から第9号までを削り、第6号を第15号とし、第1号から第5号までを9号ずつ繰り下げ、同条に第1号から第9号までとして次の9号を加える。

- (1) 農業農村整備事業に係る執行上の調整に関すること。
- (2) 土地改良財産の管理、取得及び処分に関すること。
- (3) 農地集団化事業に関すること。
- (4) 県営かんがい排水事業に関すること。

- (5) 地域用水環境整備事業に関すること。
- (6) 水質保全対策事業に関すること。
- (7) 基盤整備促進事業に関すること。
- (8) ほ場整備事業に関すること。
- (9) 畑地帯総合土地改良事業に関すること。

第64条（見出しを含む。）中「森林緑地課」を「森林管理課」に改め、同条第13号中「総合的企画、」を削り、「関すること」の次に「（他課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第20号中「その他森林、林業及び緑化」を「前各号に掲げるもののほか、森林及び林業」に改める。

第65条第25号中「財団法人沖縄県水産公社」を「一般財団法人沖縄県水産公社」に改める。

第67条中「及び」を「又は」に改め、同条の表中「国際物流推進課」を「国際物流商業課」に、「物流推進班 商業政策班」を「商業政策班 物流推進班」に、「情報振興・金融特区班」を「情報・金融産業振興班」に、「労政能力開発課」を「労働政策課」に改める。

第69条第12号中「属するも」を「属するもの」に改め、同条中第13号及び第14号を削り、第15号を第13号とし、第16号から第25号までを2号ずつ繰り上げる。

第70条（見出しを含む。）中「国際物流推進課」を「国際物流商業課」に改め、同条第15号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第71条中第10号を削り、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 沖縄バイオ産業振興センターに関すること。

第71条第14号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第72条第10号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第12号とし、同条中第9号を第11号とし、第6号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の2号を加える。

- (6) 中小企業による新事業活動の促進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (7) 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）に関すること。

第73条の2第7号を削る。

第75条（見出しを含む。）中「労政能力開発課」を「労働政策課」に改め、同条第4号中「、那覇地域職業訓練センター及び社団法人沖縄産業開発青年協会」を「及び那覇地域職業訓練センター」に改め、同条第20号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第76条の表中「文化芸術振興班 文化産業支援班」を「文化振興班 文化企画班」に改める。

第77条第8号中「財団法人沖縄観光コンベンションビューロー」を「一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー」に改め、同条第13号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第87条中「及び」を「又は」に改め、同条の表中「区画整理班」を「市街地整備班」に改める。

第94条第10号中「財団法人沖縄県公園・スポーツ振興協会」を「一般財団法人沖縄美ら島財団」に改め、同条第13号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第14号とし、同条第12号の次に次の1号を加える。

- (13) 都市モノレール建設事務所に関すること。

第98条第13号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同条第18号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第98条の2第2号中「、改良住宅、特定優良賃貸住宅及び高齢者優良賃貸住宅」を「及び改良住宅」に改め、同条第7号中「関すること」の次に「（他課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第11号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第16号とし、同条第10号の次に次の5号を加える。

- (11) 高齢者の居住の安定確保に関すること。
- (12) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関すること。
- (13) 住宅の品質確保に関すること。
- (14) マンションの管理の適正化及び建替えの円滑化に関すること。
- (15) 長期優良住宅に関すること。

第98条の4第2項の表中

「環境生活部
福祉保健部

環境政策課
福祉保健企画課

を

「
環境部
子ども生活福祉部
保健医療部

環境政策課
福祉政策課
保健医療政策課

に改める。」

第3章第4節の節名を次のように改める。

第4節 環境部関係出先機関

第3章第4節第1款を次のように改める。

第1款 削除

第126条及び第127条 削除

第129条第6号中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業」に改める。

第3章第4節第3款及び第4款の款名を削り、同節中第130条から第133条までを次のように改める。

第130条から第133条まで 削除

第3章第4節第5款及び第6款を削る。

第3章第5節の節名を次のように改める。

第5節 子ども生活福祉部関係出先機関

第3章第5節第2款から第4款までを削る。

第3章第5節第5款中第145条を第136条とし、同款を同節第2款とする。

第146条を削り、第147条を第137条とする。

第148条中「沖縄県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例」の次に「(昭和47年沖縄県条例第14号)」を加え、「あわせて」を「併せて」に改め、第3章第5節第6款中同条を第138条とし、同款を同節第3款とする。

第149条を第139条とする。

第150条第8号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同条を第140条とする。

第151条から第153条までを削る。

第3章第5節第7款中第154条を第141条とし、第155条を第142条とし、第156条を第143条とし、同款を同節第4款とする。

第3章第5節第8款中第157条を第144条とし、同款を同節第5款とする。

第3章第5節第9款中第158条を第145条とし、第159条を第146条とし、第160条を第147条とし、同款を同節第6款とし、同款の次に次の3款を加える。

第7款 県民生活センター

(設置、名称及び位置)

第148条 消費生活に関する知識の普及、相談、指導等を行うため、県民生活センターを設置する。

2 県民生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
沖縄県県民生活センター	那覇市

(所掌事務)

第149条 県民生活センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 消費生活に関する相談及び指導に関すること。
- (2) 消費者教育に関すること。
- (3) 消費生活に関する情報及び資料の提供等に関すること。
- (4) 商品テストに関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、消費生活に関すること。

2 県民生活センターにその事務の一部を分掌させるため、分室を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宮古分室	宮古島市

八重山分室

石垣市

第8款 計量検定所

(名称及び位置)

第150条 計量法（平成4年法律第51号）に基づく計量に関する事務を行うため、計量検定所を設置する。

2 計量検定所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
沖縄県計量検定所	南風原町

(所掌事務)

第151条 計量検定所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計量関係事業の登録及び届出に関すること。
- (2) 計量思想の普及に関すること。
- (3) 特定計量器の検定に関すること。
- (4) 特定計量器の定期検査に関すること。
- (5) 基準器検査に関すること。
- (6) 商品量目の適正化指導に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、計量に関すること。
- (8) 庶務に関すること。

第9款 平和祈念資料館

(名称及び位置)

第152条 沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例（平成12年沖縄県条例第11号）の規定により設置された資料館の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
沖縄県平和祈念資料館	糸満市

2 平和祈念資料館に分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
八重山平和祈念館	石垣市

(所掌事務)

第153条 平和祈念資料館の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 沖縄戦及び平和に関する資料の収集、保管及び展示に関すること。
 - (2) 沖縄戦に関する調査及び研究に関すること。
 - (3) 沖縄戦における戦争体験の継承に関すること。
 - (4) 平和に関する講演会、学習等の平和を考える場の提供に関すること。
 - (5) 平和祈念資料館運営協議会に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。
- 第3章第5節第10款及び第11款を削り、同節の次に次の1節を加える。

第5節の2 保健医療部関係出先機関**第1款 看護大学**

(名称、内部組織及び位置)

第154条 沖縄県立看護大学条例（平成10年沖縄県条例第32号）の規定により設置された大学の名称、内部組織及び位置は、次のとおりである。

名称	内部組織	位置
沖縄県立看護大学 事務局	総務課	那覇市

	学務課
学生部	
看護学部	看護学科
大学院	保健看護学研究科
別科助産専攻	
附属図書館	

(所掌事務)

第155条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 予算、決算及び会計に関すること。
- (2) 教授会及び研究科委員会に関すること。
- (3) 授業料等の徴収に関すること。
- (4) 施設等の整備及び維持管理に関すること。
- (5) 大学全般に関連する事項の連絡調整に関すること。
- (6) 学生の学籍、学業成績の整理及び記録に関すること。
- (7) 学生の募集及び入学者の選抜に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、学生部、看護学部、大学院、別科助産専攻及び附属図書館の分掌に属しない事務に関すること。
- (9) 庶務に関すること。

2 学生部の分掌事務（大学院に係る事務を除く。）は、次のとおりとする。

- (1) 学生の課外教育に関すること。
- (2) 学生及び学生団体の指導監督に関すること。
- (3) 学生の福利厚生及び保健管理に関すること。
- (4) 学生の就職指導及び就職あっせんに関すること。
- (5) 学生の転学、留学、休学、復学、退学、除籍及び懲戒に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、学生補導に関すること。

3 看護学部の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 看護学部の学生の入学及び卒業に関すること。
- (2) 看護学部の教育課程の編成及び授業に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、看護学部に関すること。

4 大学院の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 大学院の学生の入学及び修了に関すること。
- (2) 大学院の教育課程の編成及び授業に関すること。
- (3) 大学院の学生の課外教育に関すること。
- (4) 大学院の学生及び大学院の学生の学生団体の指導監督に関すること。
- (5) 大学院の学生の福利厚生及び保健管理に関すること。
- (6) 大学院の学生の就職指導及び就職あっせんに関すること。
- (7) 大学院の学生の転学、留学、休学、復学、退学、除籍及び懲戒に関すること。
- (8) 大学院の学生指導に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、大学院に関すること。

5 別科助産専攻の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 別科助産専攻の学生の入学及び修了に関すること。
- (2) 別科助産専攻の教育課程の編成及び授業に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、別科助産専攻に関すること。

6 附属図書館の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 図書の収集、整理及び保管に関すること。

- (2) 図書の閲覧及び貸出しに関すること。
 (3) 前2号に掲げるもののほか、附属図書館の運営に関すること。

第2款 衛生環境研究所

(設置、名称、内部組織及び位置)

第156条 環境の保全に関する分析測定調査研究及び保健衛生の向上を図るため、衛生環境研究所を設置する。

2 衛生環境研究所の名称、内部組織及び位置は、次のとおりとする。

名称	内部組織	位置
沖縄県衛生環境研究所	企画管理班 衛生科学班 環境科学班	南城市

(所掌事務)

第157条 衛生環境研究所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 健康事象に関する疫学的調査研究に関すること。
- (2) 公衆衛生情報の収集、解析及び提供に関すること。
- (3) 血清銀行の運営管理及び血清疫学的調査研究に関すること。
- (4) 図書及び文献資料の収集、整理及び保管に関すること。
- (5) 微生物に起因する疾病の病原の検索予防及び治療方法の研究に関すること。
- (6) 微生物に起因する疾病の血清疫学的調査研究に関すること。
- (7) 生物学的製剤の生物学的検査及び試験的製造に関すること。
- (8) 消毒薬及び消毒器材の効力検査研究に関すること。
- (9) 血清の検査研究に関すること。
- (10) 感染症の調査研究に関すること。
- (11) 病原微生物に関する知識普及に関すること。
- (12) 有害動物の分類、生理及び生態分布の調査及び研究に関すること。
- (13) 有害動物の疫学的調査研究及び資料等の作成に関すること。
- (14) 寄生虫、原虫性疾患の病害及び病因の探索並びに疫学的調査研究に関すること。
- (15) 寄生虫及び原虫に起因する人畜共通疾病の調査研究に関すること。
- (16) 風土病の調査研究に関すること。
- (17) 殺虫剤、殺そ剤及び駆虫剤の効力試験研究に関すること。
- (18) 有害動物及び寄生虫等に関する知識普及に関すること。
- (19) 食品衛生に関する検査、分析及び研究に関すること。
- (20) 医薬品、化粧品、食品添加物等の検査、分析及び研究に関すること。
- (21) 麻薬、覚せい剤、毒物劇物、農薬等の分析及び研究に関すること。
- (22) 飲料水、海水浴場水、プール水、公衆浴場水及び温泉の検査、研究及び指導に関すること。
- (23) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、赤土等流出汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下、放射能等の調査、測定、分析及び研究並びにこれらの監視並びに防止についての指導に関すること。
- (24) 下水、し尿浄化槽等の検査及び研究に関すること。
- (25) 環境の保全に関する資料の収集及び整備に関すること。
- (26) 福祉保健所等の関係職員に対する助言及び資料等の提供に関すること。
- (27) 環境の保全に関する知識普及に関すること。
- (28) 環境の保全に係る調査研究及び試験検査に関すること。
- (29) ハブ抗毒素の製造及び検査並びに蛇族の生態研究等に関すること。
- (30) 廃棄物に関する調査、分析及び研究に関すること。
- (31) 関係各行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (32) 衛生及び環境関係従事者に対する研修に関すること。
- (33) 庶務に関すること。

第3款 保健所

(名称、内部組織、位置及び所管区域)

第158条 沖縄県行政機関設置条例第5条の規定により設置された保健所を福祉保健所に併置し、その名称、内部組織、位置及び所管区域は、次のとおりである。

福祉保健所	名称	内部組織	位置	所管区域
沖縄県北部福祉保健所	沖縄県北部保健所	総務企画班 生活環境班 健康推進班 地域保健班	名護市	名護市 国頭郡（宜野座村、恩納村及び金武町を除く。） 島尻郡伊平屋村及び伊是名村
沖縄県中部福祉保健所	沖縄県中部保健所	総務企画班 生活衛生班 環境保全班 健康推進班 地域保健班 食品衛生広域監視班	沖縄市	うるま市 沖縄市 宜野湾市 国頭郡宜野座村、恩納村及び金武町 中頭郡（西原町を除く。）
沖縄県南部福祉保健所	沖縄県南部保健所	総務企画班 生活衛生班 環境保全班 健康推進班 地域保健班	南風原町	浦添市 那覇市 豊見城市 南城市 糸満市 中頭郡西原町 島尻郡（伊平屋村及び伊是名村を除く。）
沖縄県宮古福祉保健所	沖縄県宮古保健所	総務企画班 生活環境班 健康推進班 地域保健班	宮古島市	宮古島市 宮古郡
沖縄県八重山福祉保健所	沖縄県八重山保健所	総務企画班 生活環境班 健康推進班 地域保健班	石垣市	石垣市 八重山郡

(所掌事務)

第159条 保健所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域保健に係る企画調整に関すること。
- (2) 地域保健に係る調査研究に関すること。
- (3) 地域保健に係る情報の収集、整理及び活用に関すること。
- (4) 地域保健法及び健康増進法に基づく市町村支援に関すること。
- (5) 市町村職員研修その他地域保健に係る研修に関すること。
- (6) 医学生、看護学生等への教育実習に関すること。
- (7) 病院、診療所及び助産所に関すること。
- (8) 医師、歯科医師その他医療関係者に関すること。
- (9) 診療報酬の請求収納に関すること。
- (10) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律及び柔道整復師法の施行に関すること。
- (11) 角膜、腎臓及び骨髄移植に関すること。
- (12) 死体の解剖及び保存に関すること。
- (13) 医療関係各種団体に関すること。
- (14) 薬事法、毒物及び劇物取締法の施行に関すること。
- (15) 麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法及び覚せい剤取締法の施行に関すること。
- (16) 血液事業に関すること。
- (17) ハブ対策に関すること。
- (18) 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。
- (19) 地域保健に係る思想の普及及び向上に関すること。
- (20) 保健所運営協議会及び感染症診査協議会に関すること。
- (21) 興行場、旅館業、公衆浴場、理容所等の生活衛生の指導監督に関すること。
- (22) 興行場、旅館業、公衆浴場、飲食営業等の許認可事務に関すること。
- (23) 食品衛生法に基づく営業及び一般食品衛生の指導監督に関すること。
- (24) 水道法及び飲料水衛生の指導監督に関すること。
- (25) 清掃衛生、一般廃棄物処理指導、産業廃棄物処理の監視指導に関すること。
- (26) 浄化槽法に関すること。

- (27) そ族昆虫及び衛生害虫の駆除指導に関すること。
- (28) 温泉に関すること。
- (29) 墓地、埋火葬及び産あい物に関すること。
- (30) 狂犬病予防その他獣疫予防に関すること。
- (31) 動物の愛護及び管理に関すること（北部保健所、中部保健所及び南部保健所にあつては、動物の愛護及び適正飼養の普及啓発に関することに限る。）。
- (32) 公害の監視及び調査に関すること。
- (33) 公害に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (34) と畜場及び食鳥処理場（南部保健所の所管区域のうち久米島町の区域、宮古保健所の所管区域及び八重山保健所の所管区域に所在するものに限る。）、化製場並びに死亡獣畜取扱場に関すること。
- (35) 結核及び感染症の予防に関すること。
- (36) 寄生虫病及び地方病に関すること。
- (37) 生活習慣病の予防に関すること。
- (38) 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。
- (39) 学校及び児童福祉施設の保健指導に関すること。
- (40) 母体保護法の施行に関すること。
- (41) 歯科保健及び歯科疾患治療に関すること。
- (42) 公共医療事業の向上及び増進に関すること。
- (43) 衛生上の試験及び検査に関すること。
- (44) 栄養改善に関すること。
- (45) 予防接種に関すること。
- (46) 母体及び乳幼児の保健に関すること。
- (47) 児童の育成及び療育に関すること。
- (48) 保健師に関すること。
- (49) 難病患者等に関すること。
- (50) 小児慢性特定疾患に関すること。
- (51) 沖縄県赤土等流出防止条例に係る監視及び審査に関すること。
- (52) 原爆被爆者に対する保健相談及び指導並びに医療特別手当等に関すること。
- (53) 健康診断に関すること。
- (54) 健康相談に関すること。
- (55) 地域住民の健康の保持及び増進に関すること。
- (56) 介護保険制度等の支援に関すること。

第4款 総合精神保健福祉センター

(名称及び位置)

第160条 沖縄県立総合精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和49年沖縄県条例第15号）第2条の規定により設置された精神保健福祉センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
沖縄県立総合精神保健福祉センター	南風原町

(所掌事務)

第161条 総合精神保健福祉センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及に関すること。
- (2) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する調査研究に関すること。
- (3) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものに関すること。
- (4) 総合精神保健福祉センターの業務に関連する診療に関すること。
- (5) 回復途上にある精神障害者に生活指導及び作業指導を行うこと。
- (6) 精神科救急医療システムの運営に関すること。
- (7) 精神医療審査会の事務に関すること。

- (8) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の申請に対する決定及び障害者総合支援法第52条第1項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに関すること。
- (9) 障害者総合支援法第22条第2項又は第51条の7第2項の規定により、市町村が同法第22条第1項又は第51条の7第1項の支給の要否の決定を行うに当たり意見を述べること。
- (10) 障害者総合支援法第26条第1項又は第51条の11の規定による、市町村に対する技術的事項についての協力その他必要な援助に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。
- (12) 庶務に関すること。

第5款 食肉衛生検査所

（設置、名称、位置及び所管区域）

第162条 食肉衛生の向上を図るため、食肉衛生検査所を設置する。

2 食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
沖縄県中央食肉衛生検査所	南城市	宜野湾市 浦添市 糸満市 沖縄市 豊見城市 うるま市 南城市 中頭郡 島尻郡（伊平屋村、伊是名村及び久米島町を除く。）
沖縄県北部食肉衛生検査所	名護市	名護市 国頭郡 島尻郡伊平屋村及び伊是名村

（内部組織）

第163条 中央食肉衛生検査所の内部組織は、次のとおりとする。

名称	内部組織
沖縄県中央食肉衛生検査所	食鳥検査班 食肉検査班 精密検査班

（所掌事務）

第164条 食肉衛生検査所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 獣畜のと殺及び解体に関する検査並びに食鳥の検査に関すること。
- (2) 獣畜及び食鳥の肉、内臓等の検査及び試験研究に関すること。
- (3) と畜場及び食鳥処理場並びにこれらの附属施設の衛生保持の指導監督に関すること。
- (4) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) 庶務に関すること。

第165条から第171条まで 削除

第171条の3第3号中「農業委員会、農業共済及び農業協同組合の指導育成」を「農業協同組合及び農事組合法人の指導監督」に改め、同条第4号中「（宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターに限る。）」を削り、同条第6号中「食料安定供給特別会計農業経営基盤強化勘定」を「国有農地及び開拓財産の管理及び処分に係る歳入徴収及び債権管理事務」に改め、同条第37号中「元気な地域づくり計画」を「定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する計画」に改める。

第196条第13号中「元気な地域づくり計画」を「定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する計画」に改め、同条中第14号及び第15号を削り、第16号を第14号とし、第17号を第15号とし、第18号を第16号とし、同条第19号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第17号とし、同条中第20号を第18号とする。

第232条の表沖縄県中部土木事務所の項中「河川都市港湾班」を「河川都市班 港湾海岸砂防班」に改める。

第241条第1号の表沖縄県環境審議会の項中「環境生活部」を「環境部」に改め、同表沖縄県自然環境保全審議会の項中「環境生活部」を「環境部」に、「自然保護課」を「自然保護・緑化推進課」に改め、同表沖縄県交通安全対策会議の項、沖縄県生活衛生適正化審議会の項及び沖縄県感染症診査協議会の項を削り、同表沖縄県社会福祉審議会の項中「福祉保健部」を「子ども生活福祉部」に、「福祉・援護課」を「福祉政

策課」に改め、同表沖縄県介護保険審査会の項中「福祉保健部」を「子ども生活福祉部」に改め、同表中

沖縄県障害者施策推進協議会	障害者基本法第36条第1項の規定による事務を処理すること。	福祉保健部	障害保健福祉課	を
---------------	-------------------------------	-------	---------	---

沖縄県障害者施策推進協議会	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第1項の規定による事務を処理すること。	子ども生活福祉部	障害福祉課	に改
---------------	--	----------	-------	----

沖縄県交通安全対策会議	交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第16条第2項の規定による交通安全計画の作成及びその実施の推進並びに陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に関し県及び関係行政機関等相互間の連絡調整等に関すること。	子ども生活福祉部	県民生活課	に改
-------------	--	----------	-------	----

め、同表沖縄県精神医療審査会の項を削り、同表沖縄県医療審議会の項中「福祉保健部」を「保健医療部」に、「医務課」を「保健医療政策課」に改め、同表中

沖縄県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第25条第1項の規定による准看護師試験の実施に関すること。	福祉保健部	医務課	を
-------------	---	-------	-----	---

沖縄県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第25条第1項の規定による准看護師試験の実施に関すること。	保健医療部	保健医療政策課	に改
-------------	---	-------	---------	----

沖縄県感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項の規定による就業制限通知、第20条第1項（同法第26条において準用する場合を含む。）の規定による入院勧告及び第24条第4項（同法第26条において準用する場合を含む。）の規定による入院の期間の延長並びに第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を審議すること並びに同法第18条第6項及び第19条第7項（同法第26条において準用する場合を含む。）の規定による報告に関し意見を述べること。	保健医療部	保健所	に改
-------------	---	-------	-----	----

沖縄県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の3第2項の規定による定期の報告等による審査及び同法第38条の5第2項の規定による退院等の請求による審査に関すること。	保健医療部	総合精神保健福祉センター	に改
------------	--	-------	--------------	----

沖縄県生活衛生適正化審議会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第58条第1項の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同条第4項の規定による同法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関すること。	保健医療部	生活衛生課	に改
---------------	--	-------	-------	----

め、同表沖縄県国民健康保険審査会の項、沖縄県後期高齢者医療審査会の項及び沖縄県麻薬中毒審査会の項中「福祉保健部」を「保健医療部」に改め、同表沖縄県森林審議会の項中「森林緑地課」を「森林管理課」に改め、同条第2号の表沖縄県公害審査会の項及び沖縄県環境影響評価審査会の項中「環境生活部」を「環境部」に改め、同表沖縄県消費生活審議会の項、沖縄県公衆浴場入浴料金審議会の項、沖縄県男女共同参画審議会の項、沖縄県平和祈念資料館運営協議会の項及び沖縄県保健所運営協議会の項を削り、同表沖縄県医療扶助審議会の項中「福祉保健部」を「子ども生活福祉部」に、「福祉・援護課」を「福祉政策課」に改め、同表沖縄県青少年保護育成審議会の項及び沖縄県子ども・子育て会議の項中「福祉保健部」を「子ども

生活福祉部」に、「青少年・児童家庭課」を「青少年・子ども家庭課」に改め、同表沖縄県福祉のまちづくり審議会の項、沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会の項、沖縄県精神保健福祉審議会の項及び沖縄県障害者介護給付費等不服審査会の項中「福祉保健部」を「子ども生活福祉部」に、「障害保健福祉課」を「障害福祉課」に改め、同表中

沖縄県障害児通所給付費等不服審査会	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5の5第1項の審査請求の事件を取り扱うこと。	福祉保健部	障害保健福祉課	
沖縄県がん対策推進協議会	沖縄県がん対策推進条例（平成24年沖縄県条例第61号）第18条に基づき、がん対策基本法（平成18年法律第98号）第11条第1項に規定するがん対策の推進に関する計画の策定又は変更について必要な事項を調査審議すること。	福祉保健部	医務課	を

沖縄県障害児通所給付費等不服審査会	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5の5第1項の審査請求の事件を取り扱うこと。	子ども生活福祉部	障害福祉課	
沖縄県消費生活審議会	沖縄県消費生活条例（平成17年沖縄県条例第67号）第37条の規定に基づき、消費生活の安定及び向上に関する重要事項を審議すること並びに消費者苦情の調停及び消費者が事業者を相手に提起する訴訟の援助に関する事項を調査審議すること。	子ども生活福祉部	県民生活課	
沖縄県男女共同参画審議会	沖縄県男女共同参画推進条例（平成15年沖縄県条例第2号）の規定に基づき、沖縄県男女共同参画計画に関し調査審議を行い、及び男女共同参画の推進に関する重要事項について答申し又は建議すること。	子ども生活福祉部	平和援護・男女参画課	
沖縄県平和祈念資料館運営協議会	沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例第21条第1項の規定に基づき、平和祈念資料館の運営に関する事項について協議を行うこと。	子ども生活福祉部	平和祈念資料館	に改
沖縄県がん対策推進協議会	沖縄県がん対策推進条例（平成24年沖縄県条例第61号）第18条に基づき、がん対策基本法（平成18年法律第98号）第11条第1項に規定するがん対策の推進に関する計画の策定又は変更について必要な事項を調査審議すること。	保健医療部	保健医療政策課	
沖縄県保健所運営協議会	沖縄県保健所運営協議会設置条例（昭和48年沖縄県条例第36号）第3条の規定による保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議すること。	保健医療部	保健所	
沖縄県公衆浴場入浴料金審議会	物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）附則第4項及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定による公衆浴場入浴料金の統制額の指定についての調査審議に関すること。	保健医療部	生活衛生課	

め、同表沖縄県薬事審議会の項中「福祉保健部」を「保健医療部」に改め、同表沖縄県卸売市場審議会の項中「流通政策課」を「流通・加工推進課」に改め、同表沖縄県職業能力開発審議会の項中「労政能力開発

課」を「労働政策課」に改める。

第249条の表秘書広報交流統括監の項中「、広報課及び交流推進課」を「及び広報交流課」に改め、同表企画振興統括監の項中「情報政策課」を「総合情報政策課」に改め、同表環境企画統括監の項中「環境生活部」を「環境部」に、「自然保護課」を「自然保護・緑化推進課」に改め、同表県民生活統括監の項中「県民生活統括監」を「生活企画統括監」に、「環境生活部」を「子ども生活福祉部」に、「県民生活課、生活衛生課及び平和・男女共同参画課」を「福祉政策課、県民生活課及び平和援護・男女参画課」に改め、同表福祉企画統括監の項中「福祉企画統括監」を「子ども福祉統括監」に、「福祉保健部」を「子ども生活福祉部」に、「福祉保健企画課、福祉・援護課、高齢者福祉介護課、青少年・児童家庭課及び障害保健福祉課」を「高齢者福祉介護課、青少年・子ども家庭課、子育て支援課及び障害福祉課」に改め、同表保健衛生統括監の項中「福祉保健部」を「保健医療部」に、「医務課、健康増進課、国民健康保険課及び業務疾病対策課」を「保健医療政策課、健康長寿課、生活衛生課、国民健康保険課及び業務疾病対策課」に改め、同表農政企画統括監の項中「流通政策課」を「流通・加工推進課」に改め、同表農漁村基盤統括監の項中「農地水利課、農村整備課、森林緑地課」を「農地農村整備課、森林管理課」に改め、同表産業振興統括監の項中「国際物流推進課」を「国際物流商業課」に改め、同表産業雇用統括監の項中「労政能力開発課」を「労働政策課」に改め、同表中

「	広報監	知事公室広報課	報道機関等を通じた県民への広報活動に関する事務を総括する。	を
---	-----	---------	-------------------------------	---

「	広報監	知事公室広報交流課	報道機関等を通じた県民への広報活動に関する事務を総括する。	に、
	交流推進監	知事公室広報交流課	交流推進に関する事務を総括する。	

「	跡地対策監	企画部企画調整課	跡地利用対策班の事務を総括する。	を
---	-------	----------	------------------	---

「	跡地利用推進監	企画部企画調整課	跡地利用推進班の事務を総括する。	に改
	緑化推進対策監	環境部自然保護・緑化推進課	緑化推進班及び緑化調整班の事務を総括する。	

め、同表監査指導監の項中「福祉保健部福祉保健企画課」を「子ども生活福祉部福祉政策課」に改め、同表中

「	看護専門監	福祉保健部医務課	看護職員の養成確保及び資質向上に関する事務並びに看護班の事務を総括する。	を
---	-------	----------	--------------------------------------	---

「	看護専門監	保健医療部保健医療政策課	看護職員の養成確保及び資質向上に関する事務並びに看護班の事務を総括する。	に改
	研究企画監	農林水産部農林水産総務課	研究企画班の事務を総括する。	

め、同表住宅管理監の項を削り、同表中

「	設備事業監	土木建築部施設建築課	設備班の事務を総括する。	を
---	-------	------------	--------------	---

設備事業監	土木建築部施設 建築課	設備班の事務を総括する。	に改
会計事務指導監	出納事務局会計 課	会計事務の指導に関する事務を総括する。	

め、同表旅券センター室長の項中「知事公室交流推進課」を「知事公室広報交流課」に改め、同表中

保育対策室長	福祉保健部青少 年・児童家庭課	保育対策室に関する事務を総括する。	を
--------	--------------------	-------------------	---

総務事務集中セ ンター準備室長	総務部行政管理 課	総務事務集中センター準備室に関する事務を総括する。	に改
公共交通推進室 長	企画部交通政策 課	公共交通推進室に関する事務を総括する。	
基地環境特別対 策室長	環境部環境政策 課	基地環境特別対策室に関する事務を総括する。	

め、同表労政・女性就業センター室長の項中「商工労働部労政能力開発課」を「商工労働部労働政策課」に改め、同表中

主任技師	必要と認める課	課の技術に関する事務を処理する。	を
------	---------	------------------	---

主任技師	必要と認める課	課の技術に関する事務を処理する。	に改
主任保健師	総務部職員厚生 課	職員の健康管理業務を処理する。	

め、同表医師の項及び看護師の項中「福祉保健部医務課」を「保健医療部保健医療政策課」に改める。

第249条の2第1項中「福祉保健部」を「保健医療部」に改める。

第250条の表保育士の項中「福祉保健部」を「子ども生活福祉部」に改め、同表農業技術補佐員の項中「農業技術補佐員」を「農林水産技能員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において、改正前の沖縄県行政組織規則の規定により設置されている機関に勤務している者又は改正前の沖縄県行政組織規則の規定により設置されている職に補せられている者は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日をもって、これらの機関に相当する改正後の沖縄県行政組織規則の規定により設置された機関の勤務を命ぜられ、又はこれらの職に相当する改正後の沖縄県行政組織規則の規定により設置された職に補せられたものとみなす。

(沖縄県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則の一部改正)

3 沖縄県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第75号）の一部を次のように改正する。

第11号様式中「農 林 水 産 部 農 地 水 利 課」を「農 林 水 産 部 農 地 農 村 整 備 課」に改める。

(沖縄県医療扶助審議会規則の一部改正)

4 沖縄県医療扶助審議会規則（昭和47年沖縄県規則第115号）の一部を次のように改正する。

第9条中「福祉保健部福祉・援護課」を「子ども生活福祉部福祉政策課」に改める。

- (沖縄県振興審議会規則の一部改正)
- 5 沖縄県振興審議会規則（昭和47年沖縄県規則第121号）の一部を次のように改正する。
第11条第1項中「福祉企画統括監」を「生活企画統括監、保健衛生統括監」に改める。
(沖縄県青少年保護育成審議会規則の一部改正)
- 6 沖縄県青少年保護育成審議会規則（昭和47年沖縄県規則第129号）の一部を次のように改正する。
第9条中「福祉保健部青少年・児童家庭課」を「子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課」に改める。
(沖縄県公衆浴場入浴料金審議会規則の一部改正)
- 7 沖縄県公衆浴場入浴料金審議会規則（昭和48年沖縄県規則第67号）の一部を次のように改正する。
第7条中「環境生活部生活衛生課」を「保健医療部生活衛生課」に改める。
(沖縄県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)
- 8 沖縄県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第76号）の一部を次のように改正する。
第7号様式（裏面）11及び第7号様式の2（裏面）11中「県障害保健福祉課」を「県障害福祉課」に改める。
(沖縄県公害審査会規則の一部改正)
- 9 沖縄県公害審査会規則（昭和48年沖縄県規則第87号）の一部を次のように改正する。
第11条中「環境生活部環境政策課」を「環境部環境政策課」に改める。
(貸金業法施行細則の一部改正)
- 10 貸金業法施行細則（昭和58年沖縄県規則第47号）の一部を次のように改正する。
第7条中「沖縄県環境生活部県民生活課内」を「沖縄県子ども生活福祉部県民生活課内」に改める。
(沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)
- 11 沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和62年沖縄県規則第21号）の一部を次のように改正する。
第7条第1項中「沖縄県環境生活部環境整備課内」を「沖縄県環境部環境整備課内」に改める。
(沖縄県公有財産規則の一部改正)
- 12 沖縄県公有財産規則（平成元年沖縄県規則第40号）の一部を次のように改正する。
第4条第2項第2号中「農林水産部森林緑地課」を「農林水産部森林管理課」に改める。
(沖縄県福祉のまちづくり審議会規則の一部改正)
- 13 沖縄県福祉のまちづくり審議会規則（平成9年沖縄県規則第55号）の一部を次のように改正する。
第6条中「福祉保健部障害保健福祉課」を「子ども生活福祉部障害福祉課」に改める。
(特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正)
- 14 特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年沖縄県規則第65号）の一部を次のように改正する。
第3条中「沖縄県環境生活部県民生活課」を「沖縄県子ども生活福祉部県民生活課」に改める。
(沖縄県環境影響評価条例施行規則の一部改正)
- 15 沖縄県環境影響評価条例施行規則（平成13年沖縄県規則第87号）の一部を次のように改正する。
第67条中「環境生活部環境政策課」を「環境部環境政策課」に改める。
(沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則の一部改正)
- 16 沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則（平成17年沖縄県規則第24号）の一部を次のように改正する。
第2号様式3(1)イの表中「うち農業技術補佐員」を「うち農林水産技能員・農業技術補佐員」に改める。
(沖縄県男女共同参画審議会規則の一部改正)
- 17 沖縄県男女共同参画審議会規則（平成17年沖縄県規則第106号）の一部を次のように改正する。
第6条中「環境生活部平和・男女共同参画課」を「子ども生活福祉部平和援護・男女参画課」に改める。
(沖縄県消費生活条例施行規則の一部改正)
- 18 沖縄県消費生活条例施行規則（平成18年沖縄県規則第21号）の一部を次のように改正する。
第14号様式及び第16号様式中「沖縄県環境生活部県民生活課」を「沖縄県子ども生活福祉部県民生活課」に改める。

第19号様式から第22号様式までの規定中「環境生活部県民生活課」を「子ども生活福祉部県民生活課」に改める。

(沖縄県消費生活審議会規則の一部改正)

- 19 沖縄県消費生活審議会規則（平成18年沖縄県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第11条中「環境生活部県民生活課」を「子ども生活福祉部県民生活課」に改める。

(沖縄県がん対策推進協議会規則の一部改正)

- 20 沖縄県がん対策推進協議会規則（平成24年沖縄県規則第41号）の一部を次のように改正する。

第5条中「福祉保健部医務課」を「保健医療部保健医療政策課」に改める。

(沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例施行規則の一部改正)

- 21 沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例施行規則（平成25年沖縄県規則第87号）の一部を次のように改正する。

第7条中「福祉保健部障害保健福祉課」を「子ども生活福祉部障害福祉課」に改める。

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第10号

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則（昭和50年沖縄県規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第2宮古事務所長及び八重山事務所長の項専決事項の欄第33号中「第42条」を「第41条」に改め、同表衛生環境研究所長の項を削り、同表動物愛護管理センター所長の項委任事項の欄第8号から第14号までの規定中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同欄中第35号を第50号とし、第32号から第34号までを15号ずつ繰り下げ、第31号を第45号とし、同号の次に次の1号を加える。

- 46 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第10条第1項の規定に基づき、動物取扱責任者研修の開催を通知すること。

別表第2動物愛護管理センター所長の項委任事項の欄第30号中「（平成18年環境省令第1号）」を削り、同号を同欄第44号とし、同欄中第29号を第39号とし、同号の次に次の4号を加える。

- 40 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項から第3項までの規定に基づき、犬又は猫を引き取り、若しくはその引取りを拒否し、又は引き取るべき場所を指定すること。

- 41 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第5項の規定に基づき、市町村の長に対し、犬又は猫の引取りに関し、必要な協力を求めること。

- 42 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第6項の規定に基づき、犬及び猫の引取り又は譲渡しを委託すること。

- 43 動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき、負傷動物等を収容すること。

別表第2動物愛護管理センター所長の項委任事項の欄中第28号を第38号とし、第25号から第27号までを10号ずつ繰り下げ、同欄第24号中「第26条第1項」の次に「及び第27条第2項」を加え、「許可をする」を「許可をし、又はその許可に条件を付する」に改め、同号を同欄第34号とし、同欄第23号中「第25条」を「第25条第1項及び第2項」に改め、「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」の次に「（平成18年環境省令第1号）」を加え、同号を同欄第31号とし、同号の次に次の2号を加える。

- 32 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第3項の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第12条の2で定める事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、勧告し、又は勧告に係る措置を命ずること。

- 33 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第4項の規定に基づき、市町村の長に対し同条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令に関し必要な協力を求めること。

別表第2動物愛護管理センター所長の項委任事項の欄第22号中「、動物取扱業者」を「、第一種動物取扱業者」に、「当該動物取扱業者」を「当該第一種動物取扱業者」に改め、同号を同欄第25号とし、同号の次に次の5号を加える。

- 26 動物の愛護及び管理に関する法律第24条の2の規定に基づき、第二種動物取扱業の届出を受理するこ

と。

27 動物の愛護及び管理に関する法律第24条の3の規定に基づき、第二種動物取扱業の変更の届出を受理すること。

28 動物の愛護及び管理に関する法律第24条の4において準用する同法第16条第1項（第5号に係る部分を除く。）の規定に基づき、第二種動物取扱業者の廃業等の届出を受理すること。

29 動物の愛護及び管理に関する法律第24条の4において準用する同法第23条の規定に基づき、第二種動物取扱業者に対し、期限を定めて、勧告をし、又は勧告に係る措置を命ずること。

30 動物の愛護及び管理に関する法律第24条の4において準用する同法第24条第1項の規定に基づき、第二種動物取扱業者から必要な報告を求め、又は当該第二種動物取扱業者の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させること。

別表第2 動物愛護管理センター所長の項委任事項の欄第21号中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同号を同欄第24号とし、同欄第20号中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同号を同欄第21号とし、同号の次に次の2号を加える。

22 動物の愛護及び管理に関する法律第22条の6第2項の規定に基づき、犬猫等の個体に関する届出を受理すること。

23 動物の愛護及び管理に関する法律第22条の6第3項の規定に基づき、犬猫等販売業者に対し、期間を指定して、犬猫等の検査書又は死亡診断書の提出を命ずること。

別表第2 動物愛護管理センター所長の項委任事項の欄第19号中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同号を同欄第20号とし、同欄第18号中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同号を同欄第19号とし、同欄第17号中「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に改め、同号を同欄第18号とし、同欄第16号中「第14条第3項」を「第14条第4項」に、「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同号を同欄第17号とし、同欄第15号中「第14条第3項」を「第14条第4項」に、「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同号を同欄第16号とし、同欄第14号の次に次の1号を加える。

15 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第3項の規定に基づき、犬猫等販売業の廃止の届出を受理すること。

別表第2 動物愛護管理センター所長の項の次に次のように加える。

<p>福祉保健 所長</p>	<p>1 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第6条の2第1項及び第2項の規定に基づき、この法律に基づく福祉の措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供等その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと並びに老人の福祉に関し、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。</p> <p>2 老人福祉法第14条の規定に基づき、老人居宅生活支援事業の開始の届出を受理すること（老人居宅介護等事業及び老人デイサービス事業に係るものに限る。）。</p> <p>3 老人福祉法第14条の2の規定に基づき、老人居宅生活支援事業の変更の届出を受理すること（老人居宅介護等事業及び老人デイサービス事業に係るものに限る。）。</p> <p>4 老人福祉法第14条の3の規定に基づき、老人居宅生活支援事業の廃止又は休止の届出を受理すること（老人居宅介護等事業及び老人デイサービス事業に係るものに限る。）。</p>	<p>1 介護保険法第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定すること（指定居宅サービスに係るものに限る。）。</p> <p>2 介護保険法第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定すること。</p> <p>3 介護保険法第53条第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定すること（指定介護予防サービスに係るものに限る。）。</p> <p>4 介護保険法第70条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定の更新をすること（指定居宅サービスに係るものに限る。）。</p> <p>5 介護保険法第76条の2第1項又は第3項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者に対し、措置をとるべきことを勧告し、又はその勧告に係る措置をとるべきことを命ずること（指定居宅サービスに係るものに限る。）。</p> <p>6 介護保険法第79条の2第1項の規定に基</p>
--------------------	---	---

- | | |
|--|---|
| <p>5 老人福祉法第28条の規定による平成5年3月までの措置に要した費用を徴収すること。</p> <p>6 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第3条の規定に基づき、行旅病人又はその同伴者を引き取ること。</p> <p>7 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条（同法第32条第1項において準用する場合を含む。）及び第14条（同法第32条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、資金の貸付けを決定すること。</p> <p>8 母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第8条第5項及び第37条第2項において準用する第8条第5項の規定に基づき、据置期間の延長をすること。</p> <p>9 母子及び寡婦福祉法施行令第11条及び第38条において準用する第11条の規定に基づき、貸付金の交付を停止し、又は減額すること。</p> <p>10 母子及び寡婦福祉法施行令第12条及び第38条において準用する第12条（第2項第2号及び第3号を除く。）の規定に基づき、貸付金の貸付けを停止すること。</p> <p>11 母子及び寡婦福祉法施行令第17条及び第38条において準用する第17条の規定に基づき、違約金を徴収し、又は災害その他やむを得ない理由があると認められるとき、違約金を免除すること。</p> <p>12 母子及び寡婦福祉法施行令第19条第1項及び第38条において準用する第19条第1項の規定に基づき、償還金の支払を猶予すること。</p> <p>13 母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和47年沖縄県規則第28号）第7条第3項及び第22条において準用する第7条第3項の規定に基づき、貸付金を増額すること又は増額しないことを決定し、その通知書を交付すること。</p> <p>14 母子及び寡婦福祉法施行細則第8条第2項及び第22条において準用する第8条第2項の規定に基づき、貸付金の貸付けを停止し、又は貸付金の額を減額し、その通知書を交付すること。</p> <p>15 母子及び寡婦福祉法施行細則第16条及び第22条において準用する第16条の規定に基づき、氏名（住所）変更届を受理すること。</p> <p>16 母子及び寡婦福祉法施行細則第17条及び</p> | <p>づき、指定居宅介護支援事業者の指定の更新をすること。</p> <p>7 介護保険法第83条の2第1項又は第3項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者に対し、措置をとるべきことを勧告し、又はその勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>8 介護保険法第115条の8第1項又は第3項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者に対し、措置をとることを勧告し、又はその勧告に係る措置をとるべきことを命ずること（指定介護予防サービスに係るものに限る。）。</p> <p>9 介護保険法第115条の11において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定の更新をすること（指定介護予防サービスに係るものに限る。）。</p> <p>10 介護保険法第115条の34第1項又は第3項の規定に基づき、介護サービス事業者に対し、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告し、又はその勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> |
|--|---|

第22条において準用する第17条の規定に基づき、休学届又は復学届を受理し、母子及び寡婦福祉資金の貸付けの休止又は貸付けの再開の決定を通知すること。

17 母子及び寡婦福祉法施行細則第18条及び第22条において準用する第18条の規定に基づき、死亡届を受理すること。

18 生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、保護の要否、種類、程度及び方法を決定すること。

19 生活保護法第25条第1項及び第2項の規定に基づき、職権による保護の種類、程度及び方法を決定すること。

20 生活保護法第26条の規定に基づき、保護の停止又は廃止を決定すること。

21 生活保護法第27条第1項の規定に基づき、必要な指導又は指示をすること。

22 生活保護法第28条第1項の規定に基づき、立入調査をさせ、又は検診を命ずること。

23 生活保護法第28条第4項の規定に基づき、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止を決定すること。

24 生活保護法第30条第3項の規定に基づき、家庭裁判所の許可を得て被保護者を施設に入所させ、又は入所を委託すること。

25 生活保護法第48条第4項の規定に基づき、保護の変更、停止又は廃止の届出を受理すること。

26 生活保護法第62条第3項の規定に基づき、保護の変更、停止又は廃止の決定をすること。

27 生活保護法第62条第4項の規定に基づき、弁明の機会の付与及び弁明の日時等の通知をすること。

28 生活保護法第63条の規定に基づき、返還すべき費用の額を決定すること。

29 生活保護法第76条第1項の規定に基づき、遺留金品を処分すること。

30 生活保護法第77条第1項の規定に基づき、保護に要した費用を徴収すること。

31 生活保護法第77条第2項の規定に基づき、負担額の決定を家庭裁判所に申し立てること。

32 生活保護法第78条の規定に基づき、保護に要した費用を徴収すること。

33 生活保護法第80条の規定に基づき、保護

- 金品の返還を免除すること。
- 34 生活保護法第81条の規定に基づき、後見人の選任を家庭裁判所に請求すること。
- 35 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第24条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、支援給付の要否、種類、程度及び方法を決定すること。
- 36 中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第25条第1項及び第2項の規定に基づき、職権による支援給付の種類、程度及び方法を決定すること。
- 37 中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第26条の規定に基づき、支援給付の停止又は廃止を決定すること。
- 38 中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第27条第1項の規定に基づき、必要な指導又は指示をすること。
- 39 中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第28条第1項の規定に基づき立入調査をさせ、又は検診を命ずること。
- 40 中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第28条第4項の規定に基づき、支援給付の開始若しくは変更の申請を却下し、又は支援給付の変更、停止若しくは廃止を決定すること。
- 41 中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第30条第3項の規定に基づき、家庭裁判所の許可を得て被支援者を施設に入所させ、又は入所を委託すること。
- 42 中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第48条第4項の規定に基づき、支援給付の変更、停止又は廃止の届出を受理すること。
- 43 中国残留邦人等支援法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第62条第3項の規定に基づき、支援給付の変更、停止又は廃止の決定をすること。

- 44 中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第62条第4項の規定に基づき、弁明の機会の付与及び弁明の日時等の通知をすること。
- 45 中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第63条の規定に基づき、返還すべき費用の額を決定すること。
- 46 中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第76条第1項の規定に基づき、遺留金品を処分すること。
- 47 中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第77条第1項の規定に基づき、支援給付に要した費用を徴収すること。
- 48 中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第77条第2項の規定に基づき、負担額の決定を家庭裁判所に申し立てること。
- 49 中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の規定に基づき、支援給付に要した費用を徴収すること。
- 50 中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第80条の規定に基づき、支援給付金品の返還を免除すること。
- 51 中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第81条の規定に基づき、後見人の選任を家庭裁判所に請求すること。
- 52 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第48条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命ずること。
- 53 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の21第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者であった者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命ずること。
- 54 児童福祉法第22条第1項の規定に基づき、助産施設へ入所させ、助産を受けさせること。
- 55 児童福祉法第23条第1項の規定に基づ

- き、保護者及びその児童を母子生活支援施設において保護すること。
- 56 児童福祉法第46条第1項及び第3項の規定に基づき、保育所の最低基準の維持の実施状況を監督し、又は必要な改善を命ずること。
- 57 児童福祉法第56条第2項の規定に基づき、本人又はその扶養義務者から、県が支弁した助産の実施又は母子保護の実施に要する費用を徴収すること。
- 58 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第10条第1項第1号及び第2号イの規定に基づき、市町村の援護の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと並びに身体障害者の福祉に関し、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
- 59 身体障害者福祉法第10条第2項の規定に基づき、市町村に対し、必要な助言を行うこと。
- 60 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第11条第1項第1号及び第2号イの規定に基づき、市町村の援護の実施に関し、市町村相互間の連絡及び調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと並びに知的障害者の福祉に関し、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
- 61 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成12年法律第111号）附則第19条第2項の規定による平成15年3月31日までに行われた措置に要した費用についての知的障害者又はその扶養義務者からの費用の徴収を行うこと。
- 62 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「特別扶養手当法」という。）第17条及び第26条の2の規定に基づき、障害児福祉手当及び特別障害者手当（以下「障害手当」という。）を支給すること。
- 63 特別扶養手当法第19条及び同法第26条の5において準用する同法第19条の規定に基づき、障害手当の受給資格を認定すること。
- 64 特別扶養手当法第20条及び第21条並びに同法第26条の5において準用する同法第20

条及び第21条の規定に基づき、障害手当の支給を制限すること。

65 特別扶養手当法第22条第2項及び同法第26条の5において準用する同法第22条第2項の規定に基づき、障害手当の返還を命ずること。

66 特別扶養手当法第24条第1項及び同法第26条の5において準用する同法第24条第1項の規定に基づき、不正利得を徴収すること。

67 特別扶養手当法第26条において準用する同法第5条第2項及び同法第26条の5において準用する同法第5条第2項の規定に基づき、受給資格を認定すること。

68 特別扶養手当法第26条において準用する同法第11条及び同法第26条の5において準用する同法第11条の規定に基づき、命令に従わない者等に対し、障害手当を支給しないこと。

69 特別扶養手当法第26条において準用する同法第12条及び同法第26条の5において準用する同法第12条の規定に基づき、届出を行わない者等に対して、障害手当の支払を一時差し止めること。

70 特別扶養手当法第26条において準用する同法第16条において準用する児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第31条及び特別扶養手当法第26条の5において準用する同法第16条において準用する児童扶養手当法第31条の規定に基づき、障害手当の支払を調整すること。

71 特別扶養手当法第35条の規定に基づき、届出等を受理すること。

72 特別扶養手当法第36条第1項の規定に基づき、受給資格者に対して、受給資格の有無及び手当額の決定のための必要な書類等の提出を命じ、又は職員をして、受給資格者その他関係者に質問させること。

73 特別扶養手当法第36条第2項の規定に基づき、医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は職員に廃疾の状態を診断させること。

74 特別扶養手当法第37条の規定に基づき、資料の提供等を求めること。

75 地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定に基づき、老人福祉施設入所措置事務に関し、技術的な助言及び勧告並びに必要な資料の提出を求めること。

76 地方自治法第245条の4の規定に基づ

- き、自立支援給付支給事務に関し、技術的な助言及び勧告並びに必要な資料の提出を求めること。
- 77 地方自治法第245条の4の規定に基づき、障害児通所給付支給事務に関し、技術的な助言及び勧告並びに必要な資料の提出を求めること。
- 78 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条の規定に基づき、町村社会福祉協議会の指導監査を行うこと。
- 79 地方自治法第245条の4の規定に基づき、保育所入所実施事務に関し、技術的な助言及び勧告並びに必要な資料の提出を求めること。
- 80 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項及び第2項の規定に基づき、同条の規定による福祉手当を支給し、及び支給を制限すること。
- 81 介護保険法（平成9年法律第123号）第24条第1項の規定に基づき、報告若しくは記録等の提示を命じ、又は当該職員に質問をさせること（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売（以下この項において「指定居宅サービス」という。）、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売（以下この項において「指定介護予防サービス」という。）並びに指定居宅介護支援に係るものに限る。）。
- 82 介護保険法第24条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス、指定介護予防サービス及び指定居宅介護支援に係る報告等を命じ、又は当該職員に質問をさせること。
- 83 介護保険法第75条の規定に基づき、指定居宅サービスに係る変更の届出等を受理すること。
- 84 介護保険法第76条第1項の規定に基づき、指定居宅サービスに係る報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、事業者等に対し出頭を求め、又は当該職員に質問させ、若しくは設備等を検査させること。
- 85 介護保険法第82条の規定に基づき、変更の届出等を受理すること。

	<p>86 介護保険法第83条第1項の規定に基づき、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、事業者等に対し出頭を求め、又は当該職員に質問させ、若しくは設備等を検査させること。</p> <p>87 介護保険法第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービスに係る変更の届出等を受理すること。</p> <p>88 介護保険法第115条の7の規定に基づき、指定介護予防サービスに係る報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、事業者等に対し出頭を求め、又は当該職員に質問させ、若しくは設備等を検査させること。</p> <p>89 介護保険法第115条の32第2項第1号の規定に基づき、業務管理体制の整備に関する事項の届出を受理すること。</p> <p>90 介護保険法第115条の32第3項の規定に基づき、業務管理体制の整備に関する事項に係る変更の届出を受理すること。</p> <p>91 介護保険法第115条の32第4項の規定に基づき、業務管理体制の整備に関する事項の届出区分の変更に係る届出を受理すること。</p> <p>92 介護保険法第115条の33第1項の規定に基づき、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、介護サービス事業者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対し質問させ、若しくは設備等を検査させること。</p> <p>93 介護保険法第115条の33第3項の規定に基づき、厚生労働大臣に対し、同条第1項の権限を行うよう求めること。</p> <p>94 介護保険法第115条の33第4項の規定に基づき、同条第1項の権限を行うよう求めた市町村長に対し通知すること。</p> <p>95 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第14条第2項の規定に基づき、裁判所へ書面を提出すること。</p>	
<p>女性相談 所長</p>	<p>1 売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第2項第2号の規定に基づき、要保護女子及びその家庭について調査し、又は医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。</p> <p>2 売春防止法第34条第2項第3号の規定に基づき、要保護女子の一時保護を行うこと。</p> <p>3 DV防止法第3条第3項第3号の規定に</p>	

	<p>に基づき、被害者（その同伴する家族を含む。）の一時保護を行うこと。</p> <p>4 DV防止法第14条第2項の規定に基づき、裁判所へ書面を提出すること。</p>	
<p>児童相談 所長</p>	<p>1 児童福祉法第27条第1項の規定に基づき、必要な措置をとること。</p> <p>2 児童福祉法第27条第2項の規定に基づき、指定医療機関に治療等を委託すること。</p> <p>3 児童福祉法第27条の3の規定に基づき、事件を家庭裁判所に送致すること。</p> <p>4 児童福祉法第28条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、必要な措置をとること。</p> <p>5 児童福祉法第29条の規定に基づき、必要な調査又は質問をさせること。</p> <p>6 児童福祉法第30条第1項及び第2項の規定に基づき、同居児童の届出を受理すること。</p> <p>7 児童福祉法第30条の2の規定に基づき、同法第30条第1項に規定する者に対して児童の保護について必要な指示をし、又は必要な報告をさせること。</p> <p>8 児童福祉法第31条第1項の規定に基づき、在所を延長すること。</p> <p>9 児童福祉法第31条第2項及び第3項の規定に基づき、引き続き施設に在所させ、若しくは委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更すること。</p> <p>10 児童福祉法第33条第2項の規定に基づき、児童に一時保護を加え、又は適当な者に一時保護を委託すること。</p> <p>11 児童福祉法第33条の6第1項の規定に基づき、児童自立生活援助を実施すること。</p> <p>12 児童福祉法第47条第1項の規定に基づき、養子縁組の承諾について許可すること。</p> <p>13 児童福祉法第56条第2項の規定（助産の実施又は母子保護の実施に要する費用を除く。）に基づき、費用を徴収すること。</p> <p>14 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第28条の規定に基づき、現に児童の保護に当たっている児童福祉施設の長又は児童福祉法第27条第2項に規定する指定医療機関の長の意見を聴くこと。</p> <p>15 児童福祉法施行令第30条の規定に基づき、里親の家庭を訪問して、指導する者を指定すること。</p> <p>16 児童福祉法施行令第33条の規定に基づ</p>	<p>1 児童福祉法第24条の3第2項の規定に基づき、障害児入所給付費の支給の要否を決定すること。</p> <p>2 児童福祉法第24条の3第6項の規定に基づき、入所受給者証を交付すること。</p> <p>3 児童福祉法第24条の4第1項の規定に基づき、入所給付決定を取り消すこと。</p>

	<p>き、新居住地の都道府県知事に居住地の変更及び指導につき必要な事項を通知すること。</p> <p>17 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第8条の2第1項の規定に基づき、出頭を求め、職員をして、必要な調査又は質問をさせること。</p> <p>18 児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第2項の規定に基づき、出頭を求める理由となった事実の内容等の告知をすること。</p> <p>19 児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第3項の規定に基づき、立入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>20 児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項の規定に基づき、必要な調査又は質問をさせること。</p> <p>21 児童虐待の防止等に関する法律第9条の2第1項の規定に基づき、出頭を求め、必要な調査又は質問をさせること。</p> <p>22 児童虐待の防止等に関する法律第9条の3第1項の規定に基づき、臨検させ、又は捜索させること。</p> <p>23 児童虐待の防止等に関する法律第9条の3第2項の規定に基づき、必要な調査又は質問をさせること。</p> <p>24 児童虐待の防止等に関する法律第9条の3第3項の規定に基づき、裁判所に資料を提出すること。</p> <p>25 児童虐待の防止等に関する法律第9条の3第5項の規定に基づき、裁判官の許可状を交付すること。</p> <p>26 児童虐待の防止等に関する法律第11条第3項の規定に基づき、指導を受けるよう勧告すること。</p> <p>27 児童虐待の防止等に関する法律第11条第4項の規定に基づき、一時保護を加えさせる等の必要な措置を講ずること。</p> <p>28 児童虐待の防止等に関する法律第13条の規定に基づき、児童福祉司等の意見を聴くこと。</p>	
<p>身体障害者更生相談所長</p>		<p>1 身体障害者福祉法第15条第4項の規定に基づき、身体障害者手帳を交付すること。</p> <p>2 身体障害者福祉法第15条第5項の規定に基づき、同法別表に掲げるものに該当しない旨の通知をすること。</p> <p>3 身体障害者福祉法第16条第2項の規定に基づき、身体障害者手帳の返還を命ずること。</p>

		<p>と。</p> <p>4 身体障害者福祉法施行令第5条第1項の規定に基づき、沖縄県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会へ諮問すること。</p> <p>5 身体障害者福祉法施行令第5条第2項の規定に基づき、厚生労働大臣に対し、認定を求めること。</p> <p>6 身体障害者福祉法施行令第6条第1項の規定に基づき、申請者に通知すること。</p> <p>7 身体障害者福祉法施行令第6条第2項の規定に基づき、市町村長又は保健所長に通知すること。</p> <p>8 身体障害者福祉法施行令第9条第6項の規定に基づき、旧居住地の都道府県知事に通知すること。</p> <p>9 身体障害者福祉法施行令第10条第1項及び第3項の規定に基づき、身体障害者手帳を再交付すること。</p>
--	--	--

別表第2 食肉衛生検査所長の項を削り、同表看護大学長の項の次に次のように加える。

衛生環境 研究所長	1 依頼研究の受託契約を締結すること。	
--------------	---------------------	--

別表第2 福祉保健所長の項から総合精神保健福祉センター所長の項までを削り、同表保健所長の項委任事項の欄第65号中「食品衛生法」の次に「（昭和22年法律第233号）」を加え、同欄第79号の2中「食鳥処理法」を「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号。以下「食鳥処理法」という。）」に改め、同欄第102号から第102号の7までの規定中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同号の次に次の1号を加える。

102の7の2 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第3項の規定に基づき、犬猫等販売業の廃止の届出を受理すること（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）。

別表第2 保健所長の項委任事項の欄第102号の8及び第102号の9中「第14条第3項」を「第14条第4項」に、「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同欄第102号の10中「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に改め、同欄第102号の11から第102号の13までの規定中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同号の次に次の2号を加える。

102の14 動物の愛護及び管理に関する法律第22条の6第2項の規定に基づき、犬猫等の個体に関する届出を受理すること（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）。

102の15 動物の愛護及び管理に関する法律第22条の6第3項の規定に基づき、犬猫等販売業者に対し、期間を指定して、犬猫等の検案書又は死亡診断書の提出を命ずること（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）。

別表第2 保健所長の項委任事項の欄第103号中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同欄第104号中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に、「当該動物取扱業者」を「当該第一種動物取扱業者」に改め、同号の次に次の5号を加える。

104の2 動物の愛護及び管理に関する法律第24条の2の規定に基づき、第二種動物取扱業の届出を受理すること（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）。

104の3 動物の愛護及び管理に関する法律第24条の3の規定に基づき、第二種動物取扱業の変更の届出を受理すること（宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。）。

104の4 動物の愛護及び管理に関する法律第24条の4において準用する同法第16条第1項（第5号に係る部分を除く。）の規定に基づき、第二種動物取扱業者の廃業等の届出を受理すること（宮古保健所及

び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。)

104の5 動物の愛護及び管理に関する法律第24条の4において準用する同法第23条の規定に基づき、第二種動物取扱業者に対し、期限を定めて、勧告をし、又は勧告に係る措置を命ずること(宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。)

104の6 動物の愛護及び管理に関する法律第24条の4において準用する同法第24条第1項の規定に基づき、第二種動物取扱業者から必要な報告を求め、又は当該第二種動物取扱業者の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させること(宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。)

別表第2保健所長の項委任事項の欄第105号中「第25条」を「第25条第1項及び第2項」に改め、同欄中第105号の15を第105号の22とし、第105号の10から第105号の14までを7号ずつ繰り下げ、第105号の9を第105号の15とし、同号の次に次の1号を加える。

105の16 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第10条第1項の規定に基づき、動物取扱責任者研修の開催を通知すること(宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。)

別表第2保健所長の項委任事項の欄中第105号の8を第105号の14とし、第105号の7を第105号の9とし、同号の次に次の4号を加える。

105の10 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項から第3項までの規定に基づき、犬又は猫を引き取り、若しくはその引取りを拒否し、又は引き取るべき場所を指定すること(宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。)

105の11 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第5項の規定に基づき、市町村の長に対し、犬又は猫の引取りに関し、必要な協力を求めること(宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。)

105の12 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第6項の規定に基づき、犬及び猫の引取り又は譲渡しを委託すること(宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。)

105の13 動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき、負傷動物等を収容すること(宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。)

別表第2保健所長の項委任事項の欄中第105号の6を第105号の8とし、第105号の3から第105号の5までを2号ずつ繰り下げ、同欄第105号の2中「第26条第1項」の次に「及び第27条」を加え、「許可をする」を「許可をし、又はその許可に条件を付する」に改め、同号を同欄第105号の4とし、同欄第105号の次に次の2号を加える。

105の2 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第3項の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第12条の2で定める事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、勧告し、又は勧告に係る措置を命ずること(宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。)

105の3 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第4項の規定に基づき、市町村の長に対し同条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令に関し必要な協力を求めること(宮古保健所及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。)

別表第2保健所長の項委任事項の欄第126号中「第23条第1項」を「第22条第1項」に改め、同欄第127号中「第24条」を「第23条」に改め、同欄第128号中「第25条」を「第24条」に改め、同欄第129号中「第25条の2」を「第25条」に、「保護観察所長」を「保護観察所の長」に改め、同欄第132号中「第27条第1項、第2項及び第3項」を「第27条第1項から第3項まで」に、「第23条」を「第22条」に改め、同欄第139号の3中「保護者又は扶養義務者」を「その家族等のうちいずれかの者の同意又は精神障害者の家族等がない場合若しくはその家族等の全員がその意思を表示することができない場合においてその者の居住地を管轄する市町村長」に改め、同欄第140号の2中「第10条」を「第10条第1項」に改め、同号の次に次の1号を加える。

140の2の2 薬事法第10条第2項の規定(同法第38条第1項において準用する場合を含む。)に基づき、薬局の名称等の変更の届出を受理すること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第140号の23を次のように改める。

140の23 削除

別表第2保健所長の項専決事項の欄第2号中「第4条第2項」を「第4条第4項」に改め、同欄第2号の19中「第26条第2項第2号」を「第26条第4項第2号」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>総合精神 保健福祉 センター 所長</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を行うこと（専門的な知識及び技術を必要とする者に限る。）。 2 障害者総合支援法第54条第1項の規定に基づき、自立支援医療（精神通院医療に限る。）に関する支給認定を行うこと。 3 障害者総合支援法第54条第3項の規定に基づき、自立支援医療受給者証（精神通院医療に係るものに限る。）の交付を行うこと。 4 障害者総合支援法第56条第2項の規定に基づき、支給認定の変更の認定（精神通院医療に係るもののうち専門的な知識及び技術を必要とするものに限る。）を行うこと。 5 障害者総合支援法第56条第4項の規定に基づき、自立支援医療受給者証に変更認定（精神通院医療に係るもののうち専門的な知識及び技術を必要とするものに限る。）に係る事項を記載し、返還すること。 6 障害者総合支援法第57条第1項の規定に基づき、支給認定（精神通院医療に係るものに限る。）の取消しを行うこと。
<p>食肉衛生 検査所長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 と畜場法（昭和28年法律第114号）第13条第1項第1号の規定に基づき、とさつの届出を受理すること。 2 と畜場法第13条第3項の規定に基づき、とさつ又は解体場所、肉、内臓等の取扱方法及び汚物の処理方法を指示すること。 3 と畜場法第14条第1項から第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）までの規定に基づき、獣畜のとさつ又は解体の検査をすること。 4 と畜場法第14条第3項第2号（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、獣畜の皮等の持ち出しを許可すること。 5 と畜場法第16条の規定に基づき、公衆衛生上必要な措置をとること。 6 と畜場法第17条第1項の規定に基づき、必要な報告をさせ、又は措置の実施状況について立入検査をさせること。 7 と畜場法第18条第2項の規定に基づき、とさつ若しくは解体の業務の停止を命じ、又はとさつ若しくは解体を禁止すること。 8 と畜場法施行令（昭和28年政令第216号）第4条第2号の規定に基づき、とさつ 	

を許可すること。

- 9 食鳥処理法第9条の規定に基づき、食鳥処理場の整備改善、当該食鳥処理場の全部若しくは一部の使用の禁止又は当該食鳥処理の事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- 10 食鳥処理法第12条第6項の規定に基づき、食鳥処理衛生管理者届又は食鳥処理衛生管理者変更届を受理すること。
- 11 食鳥処理法第13条の規定に基づき、食鳥処理衛生管理者の解任を命ずること。
- 12 食鳥処理法第15条第1項の規定に基づき、食鳥の生体検査を行うこと。
- 13 食鳥処理法第15条第2項の規定に基づき、食鳥の脱羽後検査を行うこと。
- 14 食鳥処理法第15条第3項の規定に基づき、食鳥の内臓摘出後検査を行うこと。
- 15 食鳥処理法第16条第6項の規定に基づき、食鳥処理衛生管理者の解任を命ずること。
- 16 食鳥処理法第16条第7項の規定に基づき、確認状況報告を受理すること。
- 17 食鳥処理法第16条第9項の規定に基づき、認定小規模食鳥処理業者に対し、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 18 食鳥処理法第17条第4号の規定に基づき、届出食肉販売業届を受理すること。
- 19 食鳥処理法第20条の規定に基づき、公衆衛生上必要な措置をとること。
- 20 食鳥処理法第37条第1項の規定に基づき、食鳥処理業者等から業務の状況に関し報告を徴収すること。
- 21 食鳥処理法第38条第1項の規定に基づき、食鳥処理場等の施設に立ち入り、設備等进行检查し、関係者に質問し、食鳥とたい等の一部を収去すること。
- 22 食品衛生法第28条第1項の規定に基づき、営業を行う者その他の関係者から必要な報告を求め、又は営業の場所等について臨検検査させ、又は食品等を収去させること（と畜場内における食肉及び食鳥処理場内における食鳥肉に係るものに限る。）。
- 23 食品衛生法第54条の規定に基づき、食品、添加物、器具又は容器包装の廃棄その他食品衛生上の危害を防止するための必要な処置をとることを命ずること（と畜場内における食肉及び食鳥処理場内における食鳥肉に係るものに限る。）。

別表第2 農林水産振興センター所長の項委任事項の欄第1号中「(宮古農林水産振興センター及び八重山農林水産振興センターの所管区域に係るものに限る。)」を削り、同表ダム事務所長の項の次に次のように加える。

都市モノ レール建 設事務所 長		1 工事の調査、測量及び監督をすること。
---------------------------	--	----------------------

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第2 保健所長の項委任事項の欄第140号の2の改正規定、同号の次に1号を加える改正規定及び同欄第140号の23の改正規定並びに同項専決事項の欄第2号及び第2号の19の改正規定は、平成26年6月12日から施行する。

告 示

沖縄県告示第193号

沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)第2条第1号の規定により、次の機関をかいに指定し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県都市モノレール建設事務所
沖縄県立美咲特別支援学校はなさき分校

沖縄県告示第194号

沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)第2条第1号の規定により、次のかいを解除し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県立石嶺児童園
沖縄県水産業改良普及センター

公 告

沖縄県行政オンブズマン設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

沖 縄 県 知 事	仲 井 眞 弘 多
沖縄県公営企業管理者企業局長	平 良 敏 昭
沖縄県病院事業管理者病院事業局長	伊 江 朝 次
沖縄県教育委員会委員長	宮 城 奈 々
沖縄県選挙管理委員会委員長	当 山 尚 幸
沖縄県人事委員会委員長	玉 城 健
沖縄県代表監査委員	知 念 建 次
沖縄県労働委員会会長	藤 田 広 美
沖縄県収用委員会会長	島 袋 秀 勝
沖縄海区漁業調整委員会会長	山 川 義 昭
沖縄県内水面漁場管理委員会会長	立 原 一 憲

沖縄県行政オンブズマン設置要綱の一部を改正する要綱

沖縄県行政オンブズマン設置要綱の一部を次のように改正する。
第19条中「知事公室広報課」を「知事公室広報交流課」に改める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

訓 令

沖縄県訓令第6号

知 事 部 局

陳情等処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

陳情等処理規程の一部を改正する訓令

陳情等処理規程（昭和59年沖縄県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「異議申し立て等」を「異議申立て等」に改める。

第3条中「当たつて」を「当たって」に、「もつて」を「もって」に改める。

第5条中「知事公室広報課」を「知事公室広報交流課」に改める。

第6条中「広報課長」を「広報交流課長」に改める。

第7条第1項中「広報課長」を「広報交流課長」に改め、同条第2項中「広報課長」を「広報交流課長」に、「広報課に」を「広報交流課に」に改め、同条第3項中「受付けた」を「受け付けた」に改める。

第8条中「広報課長」を「広報交流課長」に改める。

第9条中「広報課長」を「広報交流課長」に、「広報課に」を「広報交流課に」に改める。

第10条及び第11条中「広報課長」を「広報交流課長」に改める。

第12条第1項中「広報課」を「広報交流課」に改め、同条第2項中「広報課長」を「広報交流課長」に改める。

第13条中「広報課長」を「広報交流課長」に改める。

第2号様式（その1）中「速かに広報課」を「速やかに広報交流課」に、「よいでしょうか」を「よいでしょうか」に改め、同様式（その2）中「速かに広報課」を「速やかに広報交流課」に改める。

第3号様式（その1）中「よいでしょうか」を「よいでしょうか」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第7号

知 事 部 局

沖縄県行政オンブズマン調査員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県行政オンブズマン調査員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県行政オンブズマン調査員設置規程（平成11年沖縄県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「知事公室広報課」を「知事公室広報交流課」に改める。

第4条第3項中「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

第7条中「知事公室広報課長」を「知事公室広報交流課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第4条第3項の改正規定は、平成26年3月31日から施行する。

沖縄県訓令第8号

知 事 公 室

旅券発給業務嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

旅券発給業務嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

旅券発給業務嘱託員設置規程（昭和62年沖縄県訓令第20号）の一部を次のように改正する。
令達先を次のように改める。

知 事 公 室

第2条中「文化観光スポーツ部交流推進課」を「知事公室広報交流課」に改める。

第4条第3項中「文化観光スポーツ部観光政策課長」を「知事公室秘書課長」に、「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

第5条中「文化観光スポーツ部交流推進課長」を「知事公室広報交流課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第9号

知 事 部 局

通訳・翻訳嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

通訳・翻訳嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

通訳・翻訳嘱託員設置規程（平成3年沖縄県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「、企画部企画調整課長又は文化観光スポーツ部観光政策課長」を「又は企画部企画調整課長」に、「総務部行政改革推進課長」を「総務部行政管理課長」に改める。

第5条第2項中「広報課長、企画部企画調整課長又は文化観光スポーツ部交流推進課長」を「広報交流課長又は企画部企画調整課長」に改める。

第9条第5号中「嘱託」を「委嘱」に改める。

第10条中「、企画部長及び文化観光スポーツ部長」を「及び企画部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第10号

知 事 部 局

文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

文書管理規程の一部を改正する訓令

文書管理規程（昭和49年沖縄県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

広 報 課	知広
交 流 推 進 課	知交

を

「 広 報 交 流 課 知広 」 に、 「 情 報 政 策 課 」 を

「 総 合 情 報 政 策 課 」 に、

「 環 境 生 活 部 環 境 政 策 課 環 政 」

	環 境 保 全 課	環保
	環 境 整 備 課	環整
	自 然 保 護 課	環自
	県 民 生 活 課	環生
	生 活 衛 生 課	環衛
	平和・男女共同参画課	環平
福祉保健部	福 祉 保 健 企 画 課	福企
	福 祉 ・ 援 護 課	福福
	高 齢 者 福 祉 介 護 課	福高
	青 少 年 ・ 児 童 家 庭 課	福青
	障 害 保 健 福 祉 課	福障
	医 務 課	福医
	健 康 増 進 課	福健
	国 民 健 康 保 険 課	福国
	薬 務 疾 病 対 策 課	福薬

を

環境部	環 境 政 策 課	環政
	環 境 保 全 課	環保
	環 境 整 備 課	環整
	自 然 保 護 ・ 緑 化 推 進 課	環自
子ども生活福祉部	福 祉 政 策 課	子福
	高 齢 者 福 祉 介 護 課	子高
	青 少 年 ・ 子 ど も 家 庭 課	子青
	子 育 て 支 援 課	子子
	障 害 福 祉 課	子障
	県 民 生 活 課	子生
	平和援護・男女参画課	子平
保健医療部	保 健 医 療 政 策 課	保医
	健 康 長 寿 課	保健
	生 活 衛 生 課	保衛
	国 民 健 康 保 険 課	保国
	薬 務 疾 病 対 策 課	保薬

に、

「流通政策課」を「流通・加工推進課」に、

「農地水利課 農地
農村整備課 農村」を「農地農村整備課 農整」に、

「森林緑地課」を「森林管理課」に、

「国際物流推進課」を「国際物流商業課」に、

「労政能力開発課」を「労働政策課」に改める。

別表第2中 「自動車税事務所 自税
衛生環境研究所 衛環」を

「自動車税事務所 自税」に、

「動物愛護管理センター 動愛
県民生活センター 環県
計量検定所 計検
中央食肉衛生検査所 中食
北部食肉衛生検査所 北食
平和祈念資料館 沖平」を

「動物愛護管理センター 動愛」に、

「八重山福祉保健所 八福
北部保健所 北保
中部保健所 中部保
南部保健所 南保
宮古保健所 宮保
八重山保健所 八保
看護大学 看大」を

「八重山福祉保健所 八福」に、

「身体障害者更生相談所 身相」を

身体障害者更生相談所	身相
県民生活センター	生セ
計量検定所	計検
平和祈念資料館	沖平
看護大学	看大
衛生環境研究所	衛環
北部保健所	北保
中部保健所	中部保
南部保健所	南保
宮古保健所	宮保
八重山保健所	八保

に、

総合精神保健福祉センター	福精
--------------	----

を

総合精神保健福祉センター	精保
中央食肉衛生検査所	中食
北部食肉衛生検査所	北食

に、

下水道管理事務所	下管
----------	----

を

下水道管理事務所	下管
都市モノレール建設事務所	都モ建

に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第11号

知 事 部 局

告示・公告定型の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

告示・公告定型の一部を改正する訓令

告示・公告定型（平成19年沖縄県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

目次中	「第2節 広報課 第3節 交流推進課 第4節 基地対策課 第5節 地域安全政策課 第6節 防災危機管理課」	を	「第2節 広報交流課 第3節 基地対策課 第4節 地域安全政策課 第5節 防災危機管理課」	に、「情報政策課」を「総合情報政策課」に、「環境生活部」を「環境部」に、「自然保護課」を「自然保護・緑化推進課」に、「第5節 県民生活課
-----	---	---	--	--

- 定型環生1 特定非営利活動法人の設立の認証申請
- 定型環生2 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
- 定型環生3 特定計量器の定期検査
- 定型環生4 貸金業者に対する監督処分としての登録の取消し
- 定型環生5 貸金業者に対する監督処分としての業務の停止命令
- 定型環生6 貸金業者の登録の取消し を「第6章 子ども生活福祉
- 定型環生7 貸金業者の所在等を確知することができない旨の公告
- 定型環生8 所在不明貸金業者等の登録の取消し

第6節 生活衛生課

- 定型環衛1 公衆浴場入浴料金の指定

第7節 平和・男女共同参画課

第6章 福祉保健部

部」に、「第1節 福祉保健企画課 を「第1節 福祉政策課」に、「定型福福1」を「定型子福1」に、
第2節 福祉・援護課」

「定型福福2」を「定型子福2」に、「定型福福3」を「定型子福3」に、「定型福福4」を「定型子福

「第3節 高齢者福祉介護課

第4節 青少年・児童家庭課

- 4」に、「定型福福5」を「定型子福5」に、 定型福青1 優良興業（優良図書等）の推奨 を
- 定型福青2 優良環境の指定
- 定型福青3 有害興行（図書等）の指定 」

「第2節 高齢者福祉介護課

第3節 青少年・子ども家庭課

- 定型子青1 優良興業（優良図書等）の推奨 に、「障害保健福祉課」を「障害福祉課」に、「定型福
- 定型子青2 優良環境の指定
- 定型子青3 有害興行（図書等）の指定

第4節 子育て支援課

障1」を「定型子障1」に、「定型福障2」を「定型子障2」に、「定型福障3」を「定型子障3」に、
「定型福障4」を「定型子障4」に、「定型福障5」を「定型子障5」に、「定型福障6」を「定型子障

「第6節 医務課

- 定型福医1 救急病院（救急診療所）の告示
- 定型福医2 救急病院（救急診療所）でなくなった旨の告示
- 定型福医3 救急病院（救急診療所）の申出の撤回
- 定型福医4 准看護師試験の実施

6」に、 第7節 健康増進課 を

第8節 国民健康保険課

第9節 薬務疾病対策課

- 定型福薬1 毒物及び劇物取締法に基づく処分をするための聴聞の実施
- 定型福薬2 毒物劇物取扱者試験の実施
- 定型福薬3 麻薬及び向精神薬取締法に基づく処分をするための聴聞の実施」

「第6節 県民生活課

- 定型子生1 特定非営利活動法人の設立の認証申請
- 定型子生2 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
- 定型子生3 特定計量器の定期検査
- 定型子生4 貸金業者に対する監督処分としての登録の取消し に、「第7章 農林水産部」を
- 定型子生5 貸金業者に対する監督処分としての業務の停止命令
- 定型子生6 貸金業者の登録の取消し
- 定型子生7 貸金業者の所在等を確知することができない旨の公告
- 定型子生8 所在不明貸金業者等の登録の取消し

第7節 平和援護・男女参画課

「第6章の2 保健医療部

第1節 保健医療政策課

- 定型保医1 救急病院（救急診療所）の告示
- 定型保医2 救急病院（救急診療所）でなくなった旨の告示
- 定型保医3 救急病院（救急診療所）の申出の撤回
- 定型保医4 准看護師試験の実施

第2節 健康長寿課

第3節 生活衛生課

に、「流通政策課」を

- 定型保衛1 公衆浴場入浴料金の指定

第4節 国民健康保険課

第5節 薬務疾病対策課

- 定型保薬1 毒物及び劇物取締法に基づく処分をするための聴聞の実施
- 定型保薬2 毒物劇物取扱者試験の実施
- 定型保薬3 麻薬及び向精神薬取締法に基づく処分をするための聴聞の実施

第7章 農林水産部

「第9節 農地水利課

- 定型農地1 非農用地区域内に換地する土地の指定

「流通・加工推進課」に、

第10節 農村整備課

を

- 定型農村1 海岸保全区域の指定
- 定型農村2 海岸保全区域の指定の廃止

「第9節 農地農村整備課

- 定型農整1 非農用地区域内に換地する土地の指定

- 定型農整2 海岸保全区域の指定

に、「第11節 森林緑地課」を「第10節 森林管

- 定型農整3 海岸保全区域の指定の廃止

理課」に、「第12節 水産課」を「第11節 水産課」に、「第13節 漁港漁場課」を「第12節 漁港漁場課」に、「国際物流推進課」を「国際物流商業課」に、「労政能力開発課」を「労働政策課」に改める。

第2章第2節の節名中「広報課」を「広報交流課」に改める。

第2章中第3節を削り、第4節を第3節とし、第5節を第4節とし、第6節を第5節とする。

第4章第6節の節名中「情報政策課」を「総合情報政策課」に改める。

第5章の章名中「環境生活部」を「環境部」に改める。

第5章第4節の節名中「自然保護課」を「自然保護・緑化推進課」に改める。

定型環自1、定型環自4から定型環自10まで、定型環自24及び定型環自25、定型環自27及び定型環自28、定型環自30から定型環自32まで、定型環自34及び定型環自35、定型環自37及び定型環自38、定型環自40並びに定型環自41中「沖縄県環境生活部自然保護課」を「沖縄県環境部自然保護・緑化推進課」に改める。

第5章第5節から第7節までを削る。

第6章の章名中「福祉保健部」を「子ども生活福祉部」に改める。

第6章第1節を削る。

第6章第2節の節名中「福祉・援護課」を「福祉政策課」に改める。

第6章第2節中定型福福1を定型子福1とし、定型福福2を定型子福2とし、定型福福3を定型子福3とし、定型福福4を定型子福4とし、定型福福5を定型子福5とし、同節を同章第1節とする。

第6章第3節を同章第2節とする。

第6章第4節の節名中「青少年・児童家庭課」を「青少年・子ども家庭課」に改める。

第6章第4節中定型福青1を定型子青1とし、定型福青2を定型子青2とし、定型福青3を定型子青3とし、同節を同章第3節とし、同節の次に次の1節を加える。

第4節 子育て支援課

第6章第5節の節名中「障害保健福祉課」を「障害福祉課」に改める。

定型福障1を定型子障1とし、定型福障2を定型子障2とし、定型福障3を定型子障3とし、定型福障4を定型子障4とし、定型福障5を定型子障5とし、定型福障6を定型子障6とする。

第6章第6節を次のように改める。

第6節 県民生活課

定型子生1 特定非営利活動法人の設立の認証申請
行為の根拠 特定非営利活動促進法第10条第1項
公告の根拠 特定非営利活動促進法第10条第2項

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成__年__月__日まで縦覧に供する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 申請のあった年月日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
- 3 代表者の氏名
- 4 主たる事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

定型子生2 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
行為の根拠 特定非営利活動促進法第25条第4項
公告の根拠 特定非営利活動促進法第25条第5項において準用する同法第10条第2項

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成__年__月__日まで縦覧に供する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 申請のあった年月日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
- 3 代表者の氏名
- 4 主たる事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

定型子生3 特定計量器の定期検査
行為の根拠 計量法第19条第1項
告示の根拠 計量法第21条第2項

沖縄県告示第 号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 指定の場所で行う定期検査
特定計量器の種類

検査地区	検査期日	検査場所

- 2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査
特定計量器の種類

検査地区	検査期日	検査場所
		特定計量器の取り付けてある土地又は建物其他工作物の所在の場所

定型子生 4 貸金業者に対する監督処分としての登録の取消し

行為の根拠 貸金業法第24条の6の4第1項

公告の根拠 貸金業法第24条の6の8及び貸金業法施行規則第26条の28

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の4第1項の規定により、貸金業者の登録を次のとおり取り消した。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 商号又は名称
- 2 氏名又は代表者の氏名
- 3 主たる営業所等の所在地
- 4 登録番号 沖縄県知事__第__号
- 5 登録年月日 平成__年__月__日
- 6 登録の取消しの年月日 平成__年__月__日

定型子生 5 貸金業者に対する監督処分としての業務の停止命令

行為の根拠 貸金業法第24条の6の4第1項

公告の根拠 貸金業法第24条の6の8及び貸金業法施行規則第26条の28

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の4第1項の規定により、貸金業者の業務の停止を次のとおり命じた。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 商号又は名称
- 2 氏名又は代表者の氏名
- 3 主たる営業所等の所在地
- 4 登録番号 沖縄県知事__第__号
- 5 登録年月日 平成__年__月__日
- 6 行政処分の年月日 平成__年__月__日
- 7 行政処分の内容
 - (1) 内容
 - (2) 期間 __日間（平成__年__月__日から平成__年__月__日まで）

定型子生 6 貸金業者の登録の取消し

行為の根拠 貸金業法第24条の6の5第1項

公告の根拠 貸金業法第24条の6の8及び貸金業法施行規則第26条の28

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の5第1項の規定により、貸金業者の登録を次のとおり取り消した。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 商号又は名称
- 2 氏名又は代表者の氏名
- 3 主たる営業所等の所在地

- 4 登録番号 沖縄県知事__第__号
 5 登録年月日 平成__年__月__日
 6 登録の取消しの年月日 平成__年__月__日

定型子生7 貸金業者の所在等を確知することができない旨の公告

行為の根拠 貸金業法第24条の6の6第1項

公告の根拠 貸金業法第24条の6の6第1項

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の6第1項の規定により、次の貸金業者の営業所及び事務所の所在地並びに所在を確知できないことについて公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該貸金業者から申出がないときは、同項の規定により貸金業者の登録を取り消すことがある。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 (1) 商号又は名称
 (2) 氏名又は代表者の氏名
 (3) 主たる営業所等の所在地
 (4) 登録番号 沖縄県知事__第__号
 (5) 登録年月日 平成__年__月__日
 2 (1) 商号又は名称
 (2) 氏名又は代表者の氏名
 (3) 主たる営業所等の所在地
 (4) 登録番号 沖縄県知事__第__号
 (5) 登録年月日 平成__年__月__日

定型子生8 所在不明貸金業者等の登録の取消し

行為の根拠 貸金業法第24条の6の6第1項

公告の根拠 貸金業法第24条の6の8及び貸金業法施行規則第26条の28

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の6第1項の規定により、同法第3条第1項の規定による貸金業者の登録を次のとおり取り消した。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 (1) 商号又は名称
 (2) 氏名又は代表者の氏名
 (3) 主たる営業所等の所在地
 (4) 登録番号 沖縄県知事__第__号
 (5) 登録年月日 平成__年__月__日
 (6) 登録取消しの年月日 平成__年__月__日
 2 (1) 商号又は名称
 (2) 氏名又は代表者の氏名
 (3) 主たる営業所等の所在地
 (4) 登録番号 沖縄県知事__第__号
 (5) 登録年月日 平成__年__月__日
 (6) 登録取消しの年月日 平成__年__月__日

第6章第7節の節名中「健康増進課」を「平和援護・男女参画課」に改める。

第6章第8節及び第9節を削る。

第6章の次に次の1章を加える。

第6章の2 保健医療部

第1節 保健医療政策課

定型保医1 救急病院（救急診療所）の告示

行為の根拠 救急病院等を定める省令第1条

告示の根拠 救急病院等を定める省令第2条第1項

沖縄県告示第 号

次の病院（診療所）は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院（救急診療所）である。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ 名

病院（診療所）の名称	病院（診療所）の所在地	病院（診療所）の開設者	救急病院（緊急診療所）認定日	認定有効期限
			平成__年__月__日	平成__年__月__日
			平成__年__月__日	平成__年__月__日

定型保医2 救急病院（救急診療所）でなくなった旨の告示

行為の根拠 救急病院等を定める省令第1条

告示の根拠 救急病院等を定める省令第2条第2項

沖縄県告示第 号

次の病院（診療所）は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院（救急診療所）でなくなった。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ 名

病院（診療所）の名称	病院（診療所）の所在地	病院（診療所）の開設者	救急病院（緊急診療所）でなくなった日
			平成__年__月__日
			平成__年__月__日

定型保医3 救急病院（救急診療所）の申出の撤回

行為の根拠 救急病院等を定める省令第1条

告示の根拠 救急病院等を定める省令第2条第2項

沖縄県告示第 号

次の病院（診療所）の開設者から救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する申出の撤回があった。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ 名

病院（診療所）の名称	病院（診療所）の所在地	病院（診療所）の開設者	申出の撤回年月日
			平成__年__月__日
			平成__年__月__日

定型保医4 准看護師試験の実施

行為の根拠 保健師助産師看護師法第18条

公告の根拠 保健師助産師看護師法第28条及び保健師助産師看護師法施行規則第19条

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成__年度沖縄県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ 名

1 日時及び場所

(1) 日時 平成__年__月__日__時から__時まで

(2) 場所

2 受験手続 受験願書を平成__年__月__日から平成__年__月__日までに沖縄県保健医療部保健医療政策課（那覇市泉崎1丁目2番2号）に提出すること。

3 その他 詳細については、沖縄県保健医療部保健医療政策課（電話番号____）に問い合わせること。

第2節 健康長寿課

第3節 生活衛生課

定型保衛1 公衆浴場入浴料金の指定

行為の根拠 公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令第2条及び物価統制令施行令附則第4条

告示の根拠 物価統制令施行令第2条

沖縄県告示第__号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、平成__年__月__日から施行する。

なお、平成__年__月__日限り廃止する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ 名

区分	統制額
大人（12歳以上の者）	円
中人（6歳以上12歳未満の者）	円
小人（6歳未満の者）	円

第4節 国民健康保険課

第5節 業務疾病対策課

定型保薬1 毒物及び劇物取締法に基づく処分をするための聴聞の実施

行為の根拠 毒物及び劇物取締法第20条第1項

告示の根拠 毒物及び劇物取締法第20条第2項

沖縄県告示第__号

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第20条第1項の規定により、同法第__条第__項の規定による処分について、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ 名

1 日時 平成__年__月__日 __時から__時まで

2 場所

注 1 この告示は、聴聞を行う期日の1週間前までに行うものであること。

2 告示本文中「第__条第__項」は、処分の種類に応じ、第19条第2項、第19条第3項又は第19条第4項を記入すること。

定型保薬2 毒物劇物取扱者試験の実施

行為の根拠 毒物及び劇物取締法第8条第1項第3号

公告の根拠 毒物及び劇物取締法第8条第5項及び毒物及び劇物取締法施行規則第8条

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、平成__年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

1 日時及び場所

(1) 日時 平成__年__月__日 __時から__時まで

(2) 場所

2 試験の種類

3 受験手続 受験願書を平成__年__月__日（__曜日）から平成__年__月__日（__曜日）までに、県内居住者にあつては住所を管轄する保健所に、県外居住者にあつては沖縄県保健医療部薬務疾病対策課に提出すること。ただし、土曜日又は日曜日は受験願書を受け付けないこと。

4 その他 詳細については、沖縄県保健医療部薬務疾病対策課（電話番号____）又は最寄りの保健所に問い合わせること。

定型保薬3 麻薬及び向精神薬取締法に基づく処分をするための聴聞の実施

行為の根拠 麻薬及び向精神薬取締法第52条第1項

告示の根拠 麻薬及び向精神薬取締法第52条第2項

沖縄県告示第__号

麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第52条第1項の規定により、同法第51条第__項の規定による処分について、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

1 日時 平成__年__月__日 __時から__時まで

2 場所

注 1 この告示は、聴聞を行う期日の1週間前までに行うこと。

2 告示文中「第__項」の部分は、処分の種類に応じ、第1項、第2項又は第3項とすること。

第7章第2節の節名中「流通政策課」を「流通・加工推進課」に改める。

第7章第9節を削る。

第7章第10節の節名中「農村整備課」を「農地農村整備課」に改める。

第7章第10節中定型農村2を定型農整3とする。

定型農村1中「沖縄県農林水産部農村整備課」を「沖縄県農林水産部農地農村整備課」に改め、同定型を定型農整2とし、定型農整1として次の定型を加える。

定型農整1 非農用区域内に換地する土地の指定

行為の根拠 土地改良法第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項

告示の根拠 土地改良法第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第3項

沖縄県告示第__号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定により、____地区県営土地改良事業（区画整理）において定める換地計画に関し、次の従前の土地は、非農用区域内に換地する土地として指定した。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

従前の土地の表示

市町村	大字	小字	地番	地目	地積

第7章第10節を同章第9節とする。

第7章第11節の節名中「森林緑地課」を「森林管理課」に改める。

定型農森1から定型農森2までの規定中「沖縄県農林水産部森林緑地課」を「沖縄県農林水産部森林管理課」に、「森林緑地課」を「森林管理課」に改める。

定型農森10から定型農森15まで及び定型農森17から第7章第11節定型農森23までの規定中「沖縄県農林水産部森林緑地課」を「沖縄県農林水産部森林管理課」に改め、同節を同章第10節とする。

第7章中第12節を第11節とし、第13節を第12節とする。

第8章第2節の節名中「国際物流推進課」を「国際物流商業課」に改める。

定型商国1から定型商国4まで、定型商国6から定型商国8まで及び定型商国10中「沖縄県商工労働部国際物流推進課」を「沖縄県商工労働部国際物流商業課」に改める。

第8章第8節の節名中「労政能力開発課」を「労働政策課」に改める。

定型商労2中「沖縄県商工労働部労政能力開発課」を「沖縄県商工労働部労働政策課」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第12号

知 事 部 局

沖縄県都市モノレール建設事務所設置規程を次のように定める。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県都市モノレール建設事務所設置規程

(設置)

第1条 都市モノレール建設に関する事務を円滑に処理するため、沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）第9条の規定に基づき、土木建築部の出先機関として沖縄県都市モノレール建設事務所（以下「所」という。）を置く。

2 所の名称、内部組織及び位置は、次のとおりとする。

名称	内部組織	位置
沖縄県都市モノレール建設事務所	建設1班 建設2班 建設3班	浦添市

(所掌事務)

第2条 所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市モノレール建設の計画及び調査設計に関すること。
- (2) 都市モノレール建設に係る用地取得及び補償に関すること。
- (3) 都市モノレール建設に係る関係機関、関係団体等との調整に関すること。
- (4) 都市モノレール建設に係る工事の事務検査に関すること。
- (5) 都市モノレール建設に係る工事及び委託設計の入札及び契約に関すること。
- (6) 都市モノレール建設に係る委託設計書の作成及び審査並びに委託業務の検査に関すること。
- (7) 都市モノレール建設に係る工事の検査に関すること。
- (8) 都市モノレール建設に係る関係法令等に基づく諸手続に関すること。
- (9) 都市モノレール建設に係る関連事業に関すること。

- (10) 前各号に掲げるもののほか、都市モノレールの建設に関すること。
- (11) 庶務に関すること。

(職制及び職務)

第3条 所には、所長その他の職を置き、その職務は、沖縄県行政組織規則第250条の規定を準用する。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第13号

知 事 部 局

沖縄県職員の被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県職員の被服等貸与規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員の被服等貸与規程（昭和48年沖縄県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「福祉保健部」を「子ども生活福祉部」に、「自然保護課」を「自然保護・緑化推進課」に、「農地水利課、農村整備課」を「農地農村整備課」に、「森林緑地課」を「森林管理課」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第14号

知 事 部 局

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令

沖縄県事務決裁規程（昭和48年沖縄県訓令第89号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第7号中「職員」を「訴訟代理人を弁護士に委嘱すること及び職員」に改める。

別表第1中「県民生活統括監」を「生活企画統括監」に、「福祉企画統括監」を「子ども福祉統括監」に改める。

別表第2中 「 跡地対策監 」 を 「 交流推進監
跡地利用推進監
緑化推進対策監 」 に、

「 看護専門監 」 を 「 看護専門監
研究企画監 」 に、

「 港湾開発監
住宅管理監 」 を 「 港湾開発監 」 に改める。

別表第2の3中 「 保育対策室長 」 を 「 総務事務集中センター準備室長
公共交通推進室長
基地環境特別対策室長 」 に改

める。

別表第3総務部の表総務私学課の項統括監専決事項の欄第1号中「委嘱すること」の次に「（部等の所掌に属するものを除く。）」を加え、別表第3中「環境生活部」を「環境部」に改め、同表環境生活部の表自然保護課の項課名の欄中「自然保護課」を「自然保護・緑化推進課」に改め、同項統括監専決事項の欄に次

の3号を加える。

46 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき、指定すること。

47 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律第7条第3項の規定に基づき、認可すること。

48 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律第11条第1項の規定に基づき、指定を取り消すこと。

別表第3環境生活部の表県民生活課の項及び生活衛生課の項を削り、別表第3中「福祉保健部」を「子ども生活福祉部」に改め、同表福祉保健部の表福祉・援護課の項課名の欄中「福祉・援護課」を「福祉政策課」に改め、同項部長等専決事項の欄第7号を削り、同項統括監専決事項の欄第14号を削り、同表青少年・児童家庭課の項課名の欄中「青少年・児童家庭課」を「青少年・子ども家庭課」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>子育て支援課</p>		<p>1 児童福祉法第35条第4項の規定に基づき、児童福祉施設の設置を認可すること。</p> <p>2 児童福祉法第58条の規定に基づき、児童福祉施設の設置の認可を取り消すこと。</p> <p>3 児童福祉法第59条第5項の規定に基づき、無認可児童福祉施設の事業の停止又はその閉鎖を命ずること。</p> <p>4 社会福祉法第31条第1項の規定に基づき、社会福祉法人の設立を認可すること。</p> <p>5 社会福祉法第46条第2項の規定に基づき、社会福祉法人の解散の認可又は認定を行うこと。</p> <p>6 社会福祉法第56条第4項の規定に基づき、社会福祉法人の解散を命ずること。</p> <p>7 社会福祉法第72条の規定に基づき、社会福祉事業の経営を制限し、若しくは停止を命じ、又は許可を取り消すこと。</p>	<p>1 児童福祉法第35条第7項の規定に基づき、児童福祉施設の廃止又は休止を承認すること。</p> <p>2 児童福祉法第46条第4項の規定に基づき、児童福祉施設の事業の停止を命ずること。</p> <p>3 社会福祉法第43条第1項の規定に基づき、社会福祉法人の定款の変更を認可すること。</p> <p>4 社会福祉法第49条第2項の規定に基づき、社会福祉法人の合併を認可すること。</p> <p>5 社会福祉法第56条第2項の規定に基づき、必要な措置を命ずること。</p> <p>6 社会福祉法第56条第3項の規定に基づき、社会福祉法人の業務の停止命令又は役員解職勧告を行うこと。</p> <p>7 社会福祉法第57条の規定に基づき、社会福祉法人の行う公益事業又は収益事業の停止を命ずること。</p>
---------------	--	---	--

別表第3福祉保健部の表障害保健福祉課の項課名の欄中「障害保健福祉課」を「障害福祉課」に改め、同項統括監専決事項の欄第25号から第30号までを削り、同表医務課の項及び健康増進課の項を次のように改める。

<p>県民生活課</p>	<p>1 災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に基づき、救助を</p>	<p>1 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「生協法」という。）第58条の規定に基</p>	<p>1 生協法第69条第1項の規定に基づき、組合の合併を認可すること。</p> <p>2 生協法第95条第2項の規定に基づき、組合の事業の停止を命ずるこ</p>
--------------	--	---	---

	<p>行うこと。</p>	<p>づき、組合の設立を認可すること。</p> <p>2 生協法第95条第3項の規定に基づき、組合の解散を命ずること。</p> <p>3 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第8条第1項、第15条第1項及び第2項、第23条第1項並びに第47条第1項並びに特定商取引に関する法律施行令（昭和51年政令第295号）第19条第1項から第3項までの規定に基づき、業務の停止を命ずること。</p> <p>4 特定商取引に関する法律第39条第1項から第3項まで及び第57条第1項並びに特定商取引に関する法律施行令第19条第1項の規定に基づき、取引の停止を命ずること。</p> <p>5 割賦販売法（昭和36年法律第159号）第35条の3の32第2項並びに割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第33条第1項第2号及び第2項第2号の規定に基づき、業務の停止を命ずること。</p> <p>6 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成4年法律第53号）第11条の規定に基づき、会員契約の締結、更新又は解除に係る業務の全部又は一部の停止を命ずること。</p> <p>7 災害救助法第24条第1項の規定に基づき、救助に関する業務に従事させること。</p> <p>8 災害救助法第25条の規定に基づき、救助に関する業務に協力させること。</p> <p>9 災害救助法第26条第1項の規定に基づき、病院</p>	<p>と。</p> <p>3 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第7条の規定に基づき、違反行為の取りやめ若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を指示すること。</p> <p>4 不当景品類及び不当表示防止法第8条第1項の規定に基づき、違反行為を取りやめさせるため、又は違反行為が再び行われることを防止するため内閣総理大臣に対し、適当な措置をとるべきことを求めること。</p> <p>5 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）第6条第3項の規定に基づき、同条第2項の規定による指示に従わなかったとき、その旨を公表すること。</p> <p>6 国民生活安定緊急措置法第7条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による指示に従わなかったとき、その旨を公表すること。</p> <p>7 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）第4条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による指示に従わなかったとき、特定物資の売渡しをすべきことを命ずること。</p> <p>8 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第4条第4項の規定に基づき、同条第3項の規定による協議をすることができず、又は協議が整わないと認めるときに、裁定を行うこと。</p> <p>9 沖縄県消費生活条例（平成17年沖縄県条例第67号。以下「消費生活条例」という。）第13条第1項の規定に基づき、事業者に対し危害商品等の製造若しくは販売の中止、回収その他必要な措置を講ずるよう指導し又は勧告すること。</p> <p>10 消費生活条例第14条の規定に基づき、危害商品等の名称、これを供給する事業者の氏名若しくは名称又は住所その他事業者を特定する情報を消費者に提供すること。</p> <p>11 消費生活条例第19条第2項の規定</p>
--	--------------	--	---

	<p>等の施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者にその取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用すること。</p> <p>10 貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の4第1項及び第24条の6の5第1項の規定に基づき、登録を取り消すこと。</p> <p>11 貸金業法第24条の6の4第2項の規定に基づき、貸金業者の役員解任を命ずること。</p> <p>12 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第31条第2項の規定に基づき、解散の認定を行うこと。</p> <p>13 特定非営利活動促進法第32条第2項の規定に基づき、残余財産の国又は地方公共団体への譲渡の認証を行うこと。</p> <p>14 特定非営利活動促進法第43条第1項又は第2項の規定に基づき、設立の認証を取り消すこと。</p> <p>15 特定非営利活動促進法第66条第1項の規定に基づき、その他の事業の停止を命ずること。</p> <p>16 特定非営利活動促進法第67条第1項又は第2項の規定に基づき、認定を取り消すこと。</p> <p>17 特定非営利活動促進法第67条第3項の規定に基づき、仮認定を取り消すこと。</p> <p>18 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第27条の規定に基づき、指定地方行政機関の長等に対し、必要な要請</p>	<p>に基づき、違反事業者に対し県基準を遵守するよう勧告すること。</p> <p>12 消費生活条例第22条第1項の規定に基づき、違反事業者に対し不当な取引行為を是正するよう勧告すること。</p> <p>13 消費生活条例第23条の規定に基づき、不当な取引行為により消費者に重大な被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合に、直ちに当該商品又は役務の名称、取引方法、当該事業者の氏名若しくは名称又は住所その他特定する情報を消費者に提供すること。</p> <p>14 消費生活条例第26条の規定に基づき、特定生活関連物資を指定し、又は解除を行うこと。</p> <p>15 消費生活条例第27条第2項の規定に基づき、特定生活関連物資の売渡し、価格の引下げその他必要な措置を講ずるよう勧告すること。</p> <p>16 消費生活条例第32条の規定に基づき、消費者訴訟の援助を行うこと。</p> <p>17 消費生活条例第33条第2項の規定に基づき、貸付金の全部又は一部の返還を猶予し、又は免除すること。</p> <p>18 消費生活条例第39条第1項の規定に基づき、事業者の氏名若しくは名称又は住所その他必要な事項を公表すること。</p> <p>19 特定商取引に関する法律第7条、第14条第1項及び第2項、第22条、第38条第1項から第4項まで、第46条並びに第56条並びに特定商取引に関する法律施行令第19条第1項から第3項までの規定に基づき、必要な措置をとるべきことを指示すること。</p> <p>20 特定商取引に関する法律第60条第2項及び特定商取引に関する法律施行令第19条第4項から第6項までの規定に基づき、同法第60条第1項の規定による申出に対して、同法に基づく措置その他適当な措置をとること。</p> <p>21 割賦販売法第35条の3の21及び割賦販売法施行令第33条第1項第1号及び第2項第1号の規定に基づき、業務の運営を改善するために必要な</p>
--	---	--

		<p>をし、又は必要な勧告若しくは指示をすること。</p> <p>19 交通安全対策基本法第28条の規定に基づき、海上交通又は航空交通安全について交通安全基本計画又は交通安全業務計画の作成又は実施に関し、必要な要請をすること。</p>	<p>措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>22 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第10条の規定に基づき、会員契約の締結、更新又は解除に係る業務に関し必要な措置をとるべきことを指示すること。</p> <p>23 災害救助法第30条第1項の規定に基づき、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととする。</p> <p>24 災害救助法第32条の規定に基づき、救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社に委託すること。</p> <p>25 計量法（平成4年法律第51号）第38条の規定に基づき、指定定期検査機関の指定を取り消し、又は検査業務の停止を命ずること。</p> <p>26 計量法第113条の規定に基づき、計量証明事業の登録を取り消し、又はその事業の停止を命ずること。</p> <p>27 計量法第121条第2項において準用する同法第38条の規定に基づき、指定計量証明検査機関に対し、その指定を取り消し、又は検査業務の停止を命ずること。</p> <p>28 計量法第168条の8及び計量法施行令（平成5年政令第329号）第41条第1項の規定に基づき、同法第67条に定める特殊容器指定製造者の指定の取消しを行うこと。</p> <p>29 計量法第168条の8及び計量法施行令第41条第2項の規定に基づき、同法第132条に定める適正計量管理事業所の指定の取消しを行うこと。</p> <p>30 貸金業法第24条の6の3の規定に基づき、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を命ずること。</p> <p>31 貸金業法第24条の6の4第1項の規定に基づき、業務の停止を命ずること。</p> <p>32 特定非営利活動促進法第42条の規定に基づき、改善のために必要な措置を命ずること。</p> <p>33 特定非営利活動促進法第65条第1項又は第2項の規定に基づき、改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすること。</p>
--	--	---	--

			<p>34 特定非営利活動促進法第65条第4項の規定に基づき、勧告に係る措置を採るべきことを命ずること。</p> <p>35 特定非営利活動促進法第68条第1項の規定に基づき、意見を述べること。</p> <p>36 特定非営利活動促進法第68条第3項の規定に基づき、必要な要請をすること。</p>
平和援護・男女参画課		<p>1 対馬丸遭難学童の遺族に対する特別支出金の支給に関する要綱第10の規定に基づき、特別支出金の支給を決定すること。</p>	<p>1 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第8条の2第2項の規定による戦傷病者相談員を推薦すること。</p>

別表第3福祉保健部の表国民健康保険課の項及び業務疾病対策課の項を削り、同表の次に次の1表を加える。

保健医療部

課名	知事決裁事項	部長等専決事項	統括監専決事項
保健医療政策課		<p>1 医療法（昭和23年法律第205号）第45条第1項の規定に基づき、医療法人の設立を認可すること。</p> <p>2 医療法第55条第3項の規定に基づき、医療法人の解散を認可すること。</p> <p>3 医療法第65条又は第66条の規定に基づき、医療法人の設立の認可を取り消すこと。</p>	<p>1 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）第18条の規定に基づき、准看護師養成所を指定すること。</p> <p>2 保健師助産師看護師法施行令第20条において準用する同令第16条の規定に基づき、准看護師養成所の指定を取り消すこと。</p> <p>3 医療法第57条第4項の規定に基づき、医療法人の合併を認可すること。</p> <p>4 医療法第64条第2項の規定に基づき、医療法人に業務の停止命令又は役員解任勧告を行うこと。</p> <p>5 歯科技工法（昭和30年法律第168号）第24条の規定に基づき、歯科技工所の開設者にその構造設備の改善を命ずること。</p> <p>6 歯科技工法第25条の規定に基づき、歯科技工所の開設者にその使用を禁止すること。</p> <p>7 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号。以下「特別措置法」という。）第100条第1項の規定に基づき、介輔の業務地域を指定すること。</p> <p>8 特別措置法第100条第3項において準用する医師法第7条第1項、第2項、第3項又は第5項の規定に基</p>

			<p>づき、介輔の業務を禁止し、若しくはその禁止処分を取り消し、又は禁止処分をする場合の弁明を聴く職員を指定し、及び処分を受ける者に弁明の機会を与えること。</p> <p>9 特別措置法第101条第1項の規定に基づき、歯科介輔の業務地域を指定すること。</p> <p>10 特別措置法第101条第2項において準用する歯科医師法（昭和23年法律第202号）第7条第1項、第2項、第3項又は第5項の規定に基づき、歯科介輔の業務を禁止し、若しくはその禁止処分を取り消し、又は禁止処分をする場合の弁明を聴く職員を指定し、及び処分を受ける者に弁明の機会を与えること。</p>
健康長寿課			<p>1 母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第5項の規定に基づき、指定養育医療機関を指定すること。</p> <p>2 母子保健法第20条第6項において準用する児童福祉法第21条の4の規定に基づき、指定養育医療機関の管理者に報告を求め、若しくは職員に検査させ、又は指定養育医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることを指示し、若しくは差し止めること。</p> <p>3 母子保健法第20条第6項において準用する児童福祉法第21条の9第7項の規定に基づき、指定養育医療機関の指定を取り消すこと。</p> <p>4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38条第1項の規定に基づき、特定感染症指定医療機関の指定について厚生労働大臣と協議すること。</p> <p>5 予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条の規定に基づき、臨時予防接種を指示し、又は実施すること。</p> <p>6 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の規定に基づく精神保健指定医の指定を厚生労働大臣に内申すること。</p> <p>7 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の8の規定に基づ</p>

			<p>き、精神病院を指定病院として指定すること。</p> <p>8 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の9第1項の規定に基づき、指定病院の指定を取り消すこと。</p> <p>9 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第1項の規定に基づき、精神病院を指定すること。</p> <p>10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第3項の規定に基づき、精神病院の指定を取り消すこと。</p> <p>11 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条第1項の規定に基づき、相談指導をする医師を指定すること。</p>
<p>生活衛生課</p>	<p>1 公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定に基づき、入浴料金を指定すること。</p>		<p>1 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第59条の規定に基づき、死体を解剖に付すること。</p> <p>2 と畜場法（昭和28年法律第114号）第18条第1項の規定に基づき、と畜場の設置の許可を取り消すこと。</p> <p>3 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第8条第3項の規定に基づき、狂犬病の発生を厚生労働大臣に報告すること。</p> <p>4 狂犬病予防法第15条の規定に基づき、犬又はその死体の移動等を禁止し、又は制限すること。</p> <p>5 狂犬病予防法施行細則（昭和47年沖縄県規則第51号）第12条の規定に基づき、技術員の指定を取り消すこと。</p> <p>6 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第7条第1項（同法第8条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、化製場、死亡獣畜取扱場、魚介類等を原料とする油脂等の製造の施設等の設置の許可を取り消し、又はその施設の使用の制限若しくは禁止を命ずること。</p> <p>7 公衆浴場法施行条例（昭和47年沖縄県条例第16号）第3条第1項第1号の規定に基づき、公衆浴場の配置基準の特例を認めること。</p> <p>8 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法</p>

			<p>律第164号。以下「生活衛生適正化法」という。)第9条第1項の規定に基づき、組合の適正化規程又はその変更を認可すること。</p> <p>9 生活衛生適正化法第24条第1項の規定に基づき、組合の設立を認可すること。</p> <p>10 水道法(昭和32年法律第177号)第26条の規定に基づき、水道用水供給事業の経営を認可すること。</p> <p>11 水道法第37条の規定に基づき、水道事業者等に給水の停止を命ずること。</p> <p>12 水道法第40条第1項の規定に基づき、水道事業者等に水道水の緊急応援を命ずること。</p> <p>13 水道法第42条第1項の規定に基づき、水道施設等の買収を認可すること。</p> <p>14 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第19条の規定に基づき、墓地等の許可を取り消すこと。</p> <p>15 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第8条の規定に基づき、食鳥処理の事業の許可を取り消し、又は同事業の停止を命ずること。</p>
<p>国民健康保険課</p>		<p>1 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第108条第4項の規定に基づき、組合又は連合会の解散を命ずること。</p>	<p>1 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号。以下「平成18年改正法」という。)附則第38条の規定によりなおその効力を有することとされた平成18年改正法第7条の規定による改正前の老人保健法(昭和57年法律第80号)第60条第4項の規定に基づき、督促状の指定期限までに拠出金等の完納がない保険者に対し、基金の請求を受けて国税滞納処分の例により処分を行うこと。</p> <p>2 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第44条第4項及び第124条の規定に基づき、督促状の指定期限までに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の完納がない保険者に対し、支払基金の請求を受けて国税滞納処分の例により処分を行うこと。</p> <p>3 国民健康保険法第89条第1項の規</p>

			<p>定に基づき、国民健康保険診療報酬審査委員会が報告、出頭等を求めることを承認すること。</p> <p>4 国民健康保険法第108条第1項の規定に基づき、組合又は連合会に必要な措置を命ずること。</p> <p>5 国民健康保険法第108条第2項又は第3項の規定に基づき、役員の一部又は一部の改任を命じ、又は改任すること。</p>
<p>薬務疾病対策課</p>			<p>1 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第19条第1項の規定に基づき、販売業者に必要な措置を命ずること。</p> <p>2 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第56条第1項又は第2項の規定に基づき、麻薬取締員を麻薬取締官に協力させ、又は麻薬取締官の協力を厚生労働大臣に申請すること。</p> <p>3 麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第3項（第58条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、措置入院者の入院の継続又は入院期間の延長について麻薬中毒審査会に審査を求めること。</p> <p>4 麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第6項（第58条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、措置入院者の入院期間又は退院を決定すること。</p>

別表第3農林水産部の表流通政策課の項課名の欄中「流通政策課」を「流通・加工推進課」に改め、同表農政経済課の項統括監専決事項の欄第3号中「第7条第1項」を「第8条第1項」に、「農地保有合理化事業規程」を「事業規程」に改め、同欄中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

4 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第1項の規定に基づき、農地中間管理事業規程の認可を行うこと。

別表第3農林水産部の表村づくり計画課の項部長等専決事項の欄第2号を削り、同表農村整備課の項課名の欄中「農村整備課」を「農地農村整備課」に改め、同表森林緑地課の項課名の欄中「森林緑地課」を「森林管理課」に改め、同項統括監専決事項の欄中第14号から第16号までを削り、第17号を第14号とし、第18号を第15号とし、別表第3商工労働部の表国際物流推進課の項課名の欄中「国際物流推進課」を「国際物流商業課」に改め、同表労政能力開発課の項課名の欄中「労政能力開発課」を「労働政策課」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第15号

知 事 部 局

沖縄県職員の駐在等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3月31日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

沖繩県職員の駐在等に関する規程の一部を改正する訓令

沖繩県職員の駐在等に関する規程（昭和50年沖繩県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

別表企画調整課の項中「名護市字宇茂佐」を「名護市宇茂佐の森五丁目」に改め、同表流通政策課の項中「流通政策課」を「流通・加工推進課」に改め、同表国際物流推進課の項中「国際物流推進課」を「国際物流商業課」に、「駐在員」を「駐在職員」に、「浙江省」を「浙江省、福建省」に、「福建省、広東省」を「広東省」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年 4月 1日から施行する。ただし、別表企画調整課の項の改正規定は、平成26年 3月 31日から施行する。

沖繩県訓令第16号

知 事 部 局

沖繩県部等内協議機関設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3月31日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

沖繩県部等内協議機関設置規程の一部を改正する訓令

沖繩県部等内協議機関設置規程（昭和61年沖繩県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表沖繩県広報広聴連絡会議の項中「知事公室広報課」を「知事公室広報交流課」に改め、同表沖繩県赤土等流出防止対策協議会の項及び沖繩県放射能対策本部の項中「環境生活部環境保全課」を「環境部環境保全課」に改め、同表売春防止対策本部の項中「福祉保健部青少年・児童家庭課」を「子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課」に改め、同表沖繩県観光推進本部の項中「関すること」を「関すること。」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年 4月 1日から施行する。

沖繩県訓令第17号

知 事 部 局

沖繩県副知事の担任事項を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3月31日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

沖繩県副知事の担任事項を定める規程の一部を改正する訓令

沖繩県副知事の担任事項を定める規程（平成23年沖繩県訓令第47号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号イ中「環境生活部」を「環境部」に改め、同条第2号ウ中「福祉保健部」を「子ども生活福祉部」に改め、同号中キをクとし、エからカまでをオからキまでとし、ウの次に次のように加える。

エ 保健医療部に関する事項

附 則

この訓令は、平成26年 4月 1日から施行する。

沖繩県訓令第18号

沖繩県教育委員会教育長訓令第2号

沖繩県警察本部訓令第7号

知 事 部 局
教 育 庁
警 察 本 部

沖繩県公有財産管理運用委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3月31日

沖 繩 県 知 事 仲 井 眞 弘 多
沖繩県教育委員会教育長 諸 見 里 明

沖 縄 県 警 察 本 部 長 笠 原 俊 彦

沖縄県公有財産管理運用委員会設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県公有財産管理運用委員会設置規程（平成19年沖縄県訓令第54号・沖縄県教育委員会教育長訓令第13号・沖縄県警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「知事公室秘書広報統括監」を「知事公室秘書広報交流統括監」に、
「環境生活部環境企画統括監」を「環境部環境企画統括監」に改める。
「福祉保健部福祉企画統括監」を「子ども生活福祉部福祉企画統括監」に改める。
「保健医療部保健衛生統括監」

別表第2中「農林水産部農地水利課長」を「農林水産部農地農村整備課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（「知事公室秘書広報統括監」を「知事公室秘書広報交流統括監」に改める部分に限る。）は、平成26年3月31日から施行する。

沖縄県訓令第19号

知 事 部 局

県政運営会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

県政運営会議設置規程の一部を改正する訓令

県政運営会議設置規程（昭和59年沖縄県訓令第42号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「8人」を「9人」に改め、同条第3項中「秘書広報統括監」を「秘書広報交流統括監」に、「福祉企画統括監」を「生活企画統括監、保健衛生統括監」に改め、同条第4項中「秘書広報統括監」を「秘書広報交流統括監」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第9条第3項の改正規定（「秘書広報統括監」を「秘書広報交流統括監」に改める部分に限る。）及び同条第4項の改正規定は、平成26年3月31日から施行する。

沖縄県訓令第20号

沖縄県企業局訓令第1号

沖縄県病院事業局訓令第1号

沖縄県教育委員会教育長訓令第3号

沖縄県警察本部訓令第8号

庁 内 一 般
企 業 局
病 院 事 業 局
教 育 庁 部
警 察 本 部

沖縄県振興推進委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

沖 縄 県 知 事 仲 井 眞 弘 多
沖 縄 県 企 業 局 長 平 良 敏 昭
沖 縄 県 病 院 事 業 局 長 伊 江 朝 次
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 諸 見 里 明
沖 縄 県 警 察 本 部 長 笠 原 俊 彦

沖縄県振興推進委員会設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県振興推進委員会設置規程（平成19年沖縄県訓令第59号・沖縄県企業局訓令第5号・沖縄県病院事業局訓令第6号・沖縄県教育委員会教育長訓令第19号・沖縄県警察本部訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「秘書広報統括監」を「秘書広報交流統括監」に改める。

別表第1中「環境生活部長」を「環境部長」に、「福祉保健部長」を「子ども生活福祉部長
保健医療部長」に改める。

別表第2中「福祉企画統括監」を「生活企画統括監
保健衛生統括監」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第6条第4項の改正規定は、平成26年3月31日から施行する。

沖縄県訓令第21号

沖縄県企業局訓令第2号

沖縄県病院事業局訓令第2号

沖縄県教育委員会教育長訓令第4号

庁 内 一 般
企 業 局
病 院 事 業 局
教 育 庁

沖縄県土地利用対策委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

沖 縄 県 知 事 仲 井 眞 弘 多
沖 縄 県 企 業 局 長 平 良 敏 昭
沖 縄 県 病 院 事 業 局 長 伊 江 朝 次
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 諸 見 里 明

沖縄県土地利用対策委員会設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県土地利用対策委員会設置規程（平成19年沖縄県訓令第58号・沖縄県企業局訓令第4号・沖縄県病院事業局訓令第5号・沖縄県教育委員会教育長訓令第17号）の一部を次のように改正する。

別表中「環境生活部環境政策課長」を「環境部環境政策課長」に、「環境生活部環境保全課長」を「環境部環境保全課長」に、「環境生活部環境整備課長」を「環境部環境整備課長」に、「環境生活部自然保護課長」を「環境部自然保護・緑化推進課長」に、「農林水産部農地水利課長」を「農林水産部農地農村整備課長」に、「農林水産部森林緑地課長」を「農林水産部森林管理課長」に、「商工労働部国際物流推進課長」を「商工労働部国際物流商業課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第22号

企 画 部

沖縄県情報技術嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県情報技術嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県情報技術嘱託員設置規程（平成18年沖縄県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「企画部情報政策課」を「企画部総合情報政策課」に改める。

第3条中「企画部情報政策課長（以下「情報政策課長」）を「企画部総合情報政策課長（以下「総合情報政策課長」）に改め、同条第1号中「議会答弁支援システム等」を「議会答弁支援システム、電子申請システム、地図情報システム等」に改め、同条第2号中「企画部情報政策課内電子計算機室」を「企画部総合情報政策課内電子計算機室」に改め、同条第3号中「情報政策課長」を「総合情報政策課長」に改める。

第6条第1項中「企画部情報政策課」を「企画部総合情報政策課」に改め、同条第2項中「情報政策課長」を「総合情報政策課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第23号

沖縄県病院事業局訓令第3号

沖縄県教育委員会教育長訓令第5号

知 事 部 局
病 院 事 業 局
教 育 庁

沖縄県総合行政情報通信ネットワーク運用管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

沖 縄 県 知 事 仲 井 眞 弘 多
沖 縄 県 病 院 事 業 局 長 伊 江 朝 次
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 諸 見 里 明

沖縄県総合行政情報通信ネットワーク運用管理規程の一部を改正する訓令

沖縄県総合行政情報通信ネットワーク運用管理規程（平成19年沖縄県訓令第55号・沖縄県病院事業局訓令第3号・沖縄県教育委員会教育長訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表支部局の項中「南部土木事務所」を「中部合同庁舎」に改め、「並びに中部局（宜野湾市字普天間に設置する無線局をいう。）」を削る。

第4条の表中「企画部情報政策課長」を「企画部総合情報政策課長」に改め、「那覇県税事務所長」を削る。

第6条第1項中「無線担当者」を「通信担当者」に改める。

第7条第2項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第10条第5号中「県庁局と」を「県庁局、各支部局、」に改める。

第11条第3項中「企画部情報政策課」を「企画部総合情報政策課」に改める。

別表支部局（固定局）の項中「宜野湾市字普天間」を「沖縄県中部合同庁舎」に改め、同表支部局（通信所）の項中「沖縄県南部土木事務所」を「沖縄県南部合同庁舎」に改め、同表県出先端末局（固定局）の項

中	「 ぼうさいほくぶほけん	北部福祉保健所	を
	「 ぼうさいちゅうぶほけん	中部福祉保健所	
	「 ぼうさいちゅうぶのうかい	中部農業改良普及センター	
	「 ぼうさいちゅうぶのうりん	中部農林土木事務所	
	「 ぼうさいちゅうぶどぼく	中部土木事務所	

「 ぼうさいほくぶほけん	北部福祉保健所	に、
--------------	---------	----

「 ぼうさいなんぶのうかい	南部農業改良普及センター	を
「 ぼうさいなんぶりんぎょう	南部林業事務所	

「 ぼうさいなんぶのうかい	南部農業改良普及センター	に、
---------------	--------------	----

「 ぼうさいやえやまびょういん	八重山病院	を
「 ぼうさいながみきょういく	中頭教育事務所	

「 ぼうさいやえやまびょういん	八重山病院	に改め、同表防災
-----------------	-------	----------

関係機関端末局（固定局）の項中

「 ぼうさいかいじょうほあん ぼうさいじえいたい	第11管区海上保安本部 陸上自衛隊	を
「 ぼうさいかいじょうほあん	第11管区海上保安本部	」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第24号

沖縄県教育委員会教育長訓令第 6号

沖縄県警察本部訓令第 9号

庁 内 一 般
教 育 庁 部
警 察 本 部

沖縄県離島過疎地域振興対策会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3月31日

沖 縄 県 知 事 仲 井 眞 弘 多
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 諸 見 里 明
沖 縄 県 警 察 本 部 長 笠 原 俊 彦

沖縄県離島過疎地域振興対策会議設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県離島過疎地域振興対策会議設置規程（平成19年沖縄県訓令第56号・沖縄県教育委員会教育長訓令第15号・沖縄県警察本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「環境生活部長」を「環境部長」に、「福祉保健部長」を「子ども生活福祉部長
保健医療部長」に改める。

別表第2中「環境生活部環境政策課長」を「環境部環境政策課長」に、「福祉保健部福祉保健企画課長」を「子ども生活福祉部福祉政策課長
保健医療部保健医療政策課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第25号

沖縄県企業局訓令第 3号

沖縄県病院事業局訓令第 4号

沖縄県教育委員会教育長訓令第 7号

沖縄県警察本部訓令第10号

庁 内 一 般
企 業 局
病 院 事 業 局
教 育 庁 部
警 察 本 部

沖縄県渇水対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3月31日

沖 縄 県 知 事 仲 井 眞 弘 多
沖 縄 県 企 業 局 長 平 良 敏 昭
沖 縄 県 病 院 事 業 局 長 伊 江 朝 次
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 諸 見 里 明
沖 縄 県 警 察 本 部 長 笠 原 俊 彦

沖縄県渇水対策本部設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県渇水対策本部設置規程（平成19年沖縄県訓令第57号・沖縄県企業局訓令第3号・沖縄県病院事業局訓令第4号・沖縄県教育委員会教育長訓令第16号・沖縄県警察本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「環境生活部長」を「環境部長」に、「福祉保健部長」を「子ども生活福祉部長
保健医療部長」に改める。

別表第2中「環境生活部環境政策課長」を「環境部環境政策課長」に、「環境生活部生活衛生課長」を「保健医療部保健医療政策課長
保健医療部生活衛生課長」に、「子ども生活福祉部福祉政策課長」に、「福祉保健部福祉保健企画課長」を
に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

災害対策本部事項

沖縄県災害対策本部長訓令第1号

沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

沖縄県災害対策本部長

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令

沖縄県災害対策本部運営要綱（昭和49年沖縄県災害対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第5号及び第6号を次のように改める。

- (5) 環境部
- (6) 子ども生活福祉部

第5条第1項中第19号を第20号とし、第7号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 保健医療部

別表第1中

環境生活部	環境生活部長	県民生活統括監
福祉保健部	福祉保健部長	福祉企画統括監

を

環境部	環境部長	環境企画統括監
子ども生活福祉部	子ども生活福祉部長	生活企画統括監
保健医療部	保健医療部長	保健衛生統括監

に改める。

別表第2知事公室部の項中

広報班 班長 広報課長	1 災害に関するテレビ放送、ラジオ放送、新聞発表、その他広報に関すること。 2 災害写真の撮影、収集及び収録に関すること。 3 記者発表に関すること。
交流推進班 班長 交流推進課長	災害時における海外沖縄県人会及び海外移住関係団体との連絡調整に関すること。

を

広報交流班	1 災害に関するテレビ放送、ラジオ放送、新聞発表その他広報
-------	-------------------------------

班長 広報交流課長	に関する事。 2 災害写真の撮影、収集及び収録に関する事。 3 記者発表に関する事。 4 災害時における海外沖縄県人会及び海外移住関係団体との連絡調整に関する事。
-----------	--

に改

め、同表企画部の項中「情報政策班」を「総合情報政策班」に、「情報政策課長」を「総合情報政策課長」に改め、同表環境生活部の項中「環境生活部」を「環境部」に、「環境生活総務班」を「環境総務班」に、

自然保護班 班長 自然保護課長	1 国立公園、国定公園及び県立自然公園の災害応急対策及び被害調査に関する事。 2 動物の保護及び収容に関する事。
県民生活班 班長 県民生活課長	1 災害救助法の適用に関する事。 2 義援金品、見舞金品等の配分計画及び受付に関する事。 3 被服、寝具その他生活必需品の給付又は貸与に関する事。 4 災害時における消費生活の総合調整に関する事。 5 ボランティア総合窓口の設置に関する事。 6 避難所等の総合対策に関する事。 7 生活再建支援に関する事。 8 災害時における交通安全対策に関する事。
生活衛生班 班長 生活衛生課長	1 災害時の食品衛生に関する事。 2 水道及び生活衛生関係営業施設の被害調査に関する事。 3 飲料水の供給に関する事。 4 応急措置を実施するための旅館及び飲食店の施設の衛生管理に関する事。 5 災害時における死体の埋葬処理に関する事。
平和・男女共同参画班 班長 平和・男女共同参画課長	平和関連施設の災害応急対策及び被害調査に関する事。

を

自然保護・緑化推進班 班長 自然保護・緑化推進課長	1 国立公園、国定公園及び県立自然公園の災害応急対策及び被害調査に関する事。 2 動物の保護及び収容に関する事。
------------------------------	---

に改

め、同表中

福 祉	福祉保健総務班 班長 福祉保健企画課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事。 2 部所管の被害状況の総括に関する事。
	福祉・援護班 班長 福祉・援護課長	1 所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関する事。 2 生活福祉資金の貸付けに関する事。
	高齢者福祉介護班 班長 高齢者福祉介護課長	1 災害時における老人福祉に関する事。 2 所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関する事。
	青少年・児童家庭班 班長 青少年・児童家庭課長	1 災害時における青少年対策に関する事。 2 所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関する事。

保 健 部	障害保健福祉班 班長 障害保健福祉課長	所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。	を
	医務班 班長 医務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療及び助産に関すること。 2 医療関係施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。 3 防災計画に基づく救護班の編成及び派遣並びに被災者の応急救護に関すること。 4 医療関係機関・団体との連絡に関すること。 	
	健康増進班 班長 健康増進課長	災害時における感染症対策に関すること。	
	国民健康保険班 班長 国民健康保険課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険の保険料（国民健康保険税を含む。）及び被保険者の一部負担金の減免に関すること。 2 災害時における健康保険、厚生年金保険、船員保険及び日雇労働者健康保険に関すること。 	
	薬務疾病対策班 班長 薬務疾病対策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医薬品及び衛生材料の調達及び配分に関すること。 2 薬務関係施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。 3 災害時における毒物及び劇物に関すること。 	
子 ど も 生 活 福 祉 部	子ども生活福祉総務班 班長 福祉政策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。 3 所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。 4 生活福祉資金の貸付けに関すること。 	
	高齢者福祉介護班 班長 高齢者福祉介護課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における老人福祉に関すること。 2 所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。 	
	青少年・子ども家庭班 班長 青少年・子ども家庭課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における青少年対策に関すること。 2 所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。 	
	子育て支援班 班長 子育て支援課長	所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。	
	障害福祉班 班長 障害福祉課長	所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。	
	県民生活班 班長 県民生活課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法の適用に関すること。 2 義援金品、見舞金品等の配分計画及び受付に関すること。 3 被服、寝具その他生活必需品の給付又は貸与に関すること。 4 災害時における消費生活の総合調整に関すること。 5 ボランティア総合窓口の設置に関すること。 6 避難所等の総合対策に関すること。 7 生活再建支援に関すること。 8 災害時における交通安全対策に関すること。 	

	平和援護・男女参画班 班長 平和援護・男女参画課長	平和関連施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。	に
保 健 医 療 部	保健医療総務班 班長 保健医療政策課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。 3 災害時における医療及び助産に関すること。 4 医療関係施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。 5 防災計画に基づく救護班の編成及び派遣並びに被災者の応急救護に関すること。 6 医療関係機関・団体との連絡に関すること。	
	健康長寿班 班長 健康長寿課長	災害時における感染症対策に関すること。	
	生活衛生班 班長 生活衛生課長	1 災害時の食品衛生に関すること。 2 水道及び生活衛生関係営業施設の被害調査に関すること。 3 飲料水の供給に関すること。 4 応急措置を実施するための旅館及び飲食店の施設の衛生管理に関すること。 5 災害時における死体の埋葬処理に関すること。	
	国民健康保険班 班長 国民健康保険課長	1 国民健康保険の保険料（国民健康保険税を含む。）及び被保険者の一部負担金の減免に関すること。 2 災害時における健康保険、厚生年金保険、船員保険及び日雇労働者健康保険に関すること。	
	薬務疾病対策班 班長 薬務疾病対策課長	1 災害時における医薬品及び衛生材料の調達及び配分に関すること。 2 薬務関係施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。 3 災害時における毒物及び劇物に関すること。	
改め、同表農林水産部の項中「流通政策班」を「流通・加工推進班」に、「流通政策課長」を「流通・加工推進課長」に、			
	農地水利班 班長 農地水利課長	1 県有土地改良施設の被害調査に関すること。 2 農業用貯水池及びため池の災害応急対策及び被害調査に関すること。	を
	農村整備班 班長 農村整備課長	農地、農業用施設及び農地海岸保全施設の被害調査・報告及び災害応急対策に関すること。	
	農地農村整備班 班長 農地農村整備課長	1 県有土地改良施設の被害調査に関すること。 2 農業用貯水池及びため池の災害応急対策及び被害調査に関すること。 3 農地、農業用施設及び農地海岸保全施設の被害調査・報告及び災害応急対策に関すること。	に、
「森林緑地班」を「森林管理班」に、「森林緑地課長」を「森林管理課長」に改め、同表商工労働部の項中			

「国際物流推進班」を「国際物流商業班」に、「国際物流推進課長」を「国際物流商業課長」に、「労政能力開発班」を「労働政策班」に、「労政能力開発課長」を「労働政策課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年 4月 1日から施行する。

国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部事項

沖縄県国民保護対策本部長訓令第 1 号

沖縄県緊急処理事態対策本部長訓令第 1 号

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急処理事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3月31日

沖縄県国民保護対策本部長
沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多
沖縄県緊急処理事態対策本部長
沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急処理事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急処理事態対策本部運営要綱（平成19年沖縄県国民保護対策本部長訓令第 1 号・沖縄県緊急処理事態対策本部長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 5 号及び第 6 号を次のように改める。

(5) 環境部

(6) 子ども生活福祉部

第 5 条第 1 項中第 17 号を第 18 号とし、第 7 号から第 16 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 保健医療部

別表第 1 中

環境生活部	環境生活部長	県民生活統括監
福祉保健部	福祉保健部長	福祉企画統括監

を

環境部	環境部長	環境企画統括監
子ども生活福祉部	子ども生活福祉部長	生活企画統括監
保健医療部	保健医療部長	保健衛生統括監

に改める。

別表第 2 知事公室部の項中

広報班 班長 広報課長	1 被災情報、対策本部における活動内容等の公表に関する事 2 報道機関との連絡調整及び記者発表に関する事 3 対策本部の活動状況、被災状況等の写真撮影、収集及び収録 に関する事。
交流推進班 班長 交流推進課長	海外沖縄県人会及び海外移住関係団体との連絡調整に関する 事。

を

広報交流班 班長 広報交流課長	1 被災情報、対策本部における活動内容等の公表に関する事 2 報道機関との連絡調整及び記者発表に関する事 3 対策本部の活動状況、被災状況等の写真撮影、収集及び収録 に関する事。
--------------------	--

に改

	4 海外沖縄県人会及び海外移住関係団体との連絡調整に関する こと。
--	--------------------------------------

め、同表企画部の項中「情報政策班」を「総合情報政策班」に、「情報政策課長」を「総合情報政策課長」に改め、同表環境生活部の項中「環境生活部」を「環境部」に、「環境生活総務班」を「環境総務班」に、

自然保護班 班長 自然保護課長	1 国立公園、国定公園及び県立自然公園の保全対策並びに被害調査に関する こと。 2 動物の保護及び収容に関する こと。
県民生活班 班長 県民生活課長	1 県民総合相談窓口の設置に関する こと。 2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関する こと。 3 義援金品、見舞金品等の配分計画及び受付に関する こと。 4 生活関連物資等の価格安定に関する こと。 5 ボランティア総合窓口に関する こと。 6 避難所等の総合対策に関する こと。 7 生活再建支援に関する こと。 8 武力攻撃災害時における交通安全対策に関する こと。
生活衛生班 班長 生活衛生課長	1 避難所等における食品衛生の確保に関する こと。 2 水道及び生活衛生関係営業施設の保全対策及び被害調査に関する こと。 3 飲料水の供給に関する こと。 4 応急措置を実施するための旅館及び飲食店の施設の衛生管理に関する こと。 5 遺体の埋葬及び処理に関する こと。
平和・男女共同参画班 班長 平和・男女共同参画課長	平和関連施設の保全対策及び被害調査に関する こと。

を

自然保護・緑化推進班 班長 自然保護・緑化推進課長	1 国立公園、国定公園及び県立自然公園の保全対策並びに被害調査に関する こと。 2 動物の保護及び収容に関する こと。
------------------------------	--

に改

め、同表中

福祉保健部	福祉保健総務班 班長 福祉保健企画課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する こと。 2 部所管の被災情報等の総括に関する こと。
	福祉・援護班 班長 福祉・援護課長	1 所管の福祉施設の保全対策及び被害調査に関する こと。 2 所管の福祉施設の入所者の避難対策に関する こと。 3 生活福祉資金の貸付けに関する こと。
	高齢者福祉介護班 班長 高齢者福祉介護課長	1 武力攻撃災害時における老人福祉に関する こと。 2 所管の福祉施設の保全対策及び被害調査に関する こと。 3 所管の福祉施設の入所者の避難対策に関する こと。
	青少年・児童家庭班 班長 青少年・児童家庭課長	1 武力攻撃災害時における児童福祉及び青少年対策に関する こと。 2 所管の福祉施設の保全対策及び被害調査に関する こと。 3 所管の福祉施設の入所者の避難対策に関する こと。

	障害保健福祉班 班長 障害保健福祉課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の福祉施設の保全対策及び被害調査に関すること。 2 所管の福祉施設の入所者の避難対策に関すること。 	を
	医務班 班長 医務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害時における医療及び助産に関すること。 2 医療関係施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 3 救護班の編成及び派遣並びに被災者の応急救護に関すること。 4 医療関係機関・団体との連絡調整に関すること。 	
	健康増進班 班長 健康増進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染症対策に関すること。 2 保健衛生対策に関すること。 3 避難住民等に対する健康相談、指導等に関すること。 	
	国民健康保険班 班長 国民健康保険課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険の保険料（国民健康保険税を含む。）及び被保険者の一部負担金の減免に関すること。 2 武力攻撃災害時における健康保険、厚生年金保険、船員保険及び日雇労働者健康保険に関すること。 	
	薬務疾病対策班 班長 薬務疾病対策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 医薬品及び衛生材料の調達及び配分に関すること。 2 薬務関係施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 3 毒物及び劇物の管理に関すること。 	
子ども生活福祉部	子ども生活福祉総務班 班長 福祉政策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被災情報等の総括に関すること。 3 所管の福祉施設の保全対策及び被害調査に関すること。 4 所管の福祉施設の入所者の避難対策に関すること。 5 生活福祉資金の貸付けに関すること。 	
	高齢者福祉介護班 班長 高齢者福祉介護課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害時における老人福祉に関すること。 2 所管の福祉施設の保全対策及び被害調査に関すること。 3 所管の福祉施設の入所者の避難対策に関すること。 	
	青少年・子ども家庭班 班長 青少年・子ども家庭課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害時における児童福祉及び青少年対策に関すること。 2 所管の福祉施設の保全対策及び被害調査に関すること。 3 所管の福祉施設の入所者の避難対策に関すること。 	
	子育て支援班 班長 子育て支援課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の福祉施設の保全対策及び被害調査に関すること。 2 所管の福祉施設の入所者の避難対策に関すること。 	
	障害福祉班 班長 障害福祉課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の福祉施設の保全対策及び被害調査に関すること。 2 所管の福祉施設の入所者の避難対策に関すること。 	
	県民生活班 班長 県民生活課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 県民総合相談窓口の設置に関すること。 2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関すること。 3 義援金品、見舞金品等の配分計画及び受付に関すること。 4 生活関連物資等の価格安定に関すること。 5 ボランティア総合窓口に関すること。 6 避難所等の総合対策に関すること。 7 生活再建支援に関すること。 8 武力攻撃災害時における交通安全対策に関すること。 	
	平和援護・男女参画班	平和関連施設の保全対策及び被害調査に関すること。	

	班長 平和援護・男女参画課長		に
保健医療部	保健医療総務班 班長 保健医療政策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被災情報等の総括に関すること。 3 武力攻撃災害時における医療及び助産に関すること。 4 医療関係施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 5 救護班の編成及び派遣並びに被災者の応急救護に関すること。 6 医療関係機関・団体との連絡調整に関すること。 	
	健康長寿班 班長 健康長寿課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染症対策に関すること。 2 保健衛生対策に関すること。 3 避難住民等に対する健康相談、指導等に関すること。 	
	生活衛生班 班長 生活衛生課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所等における食品衛生の確保に関すること。 2 水道及び生活衛生関係営業施設の保全対策及び被害調査に関すること。 3 飲料水の供給に関すること。 4 応急措置を実施するための旅館及び飲食店の施設の衛生管理に関すること。 5 遺体の埋葬及び処理に関すること。 	
	国民健康保険班 班長 国民健康保険課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険の保険料（国民健康保険税を含む。）及び被保険者の一部負担金の減免に関すること。 2 武力攻撃災害時における健康保険、厚生年金保険、船員保険及び日雇労働者健康保険に関すること。 	
	薬務疾病対策班 班長 薬務疾病対策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 医薬品及び衛生材料の調達及び配分に関すること。 2 薬務関係施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 3 毒物及び劇物の管理に関すること。 	

改め、同表農林水産部の項中「流通政策班」を「流通・加工推進班」に、「流通政策課長」を「流通・加工推進課長」に、

農地水利班 班長 農地水利課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 県有土地改良施設の被害調査に関すること。 2 農業用ダムの状況把握、保全対策及び応急の復旧対策に関すること。 	を
農村整備班 班長 農村整備課長	農地、農道等農業用施設及び農地海岸保全施設の状況把握、保全対策及び応急の復旧対策に関すること。	

農地農村整備班 班長 農地農村整備課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 県有土地改良施設の被害調査に関すること。 2 農業用ダムの状況把握、保全対策及び応急の復旧対策に関すること。 3 農地、農道等農業用施設及び農地海岸保全施設の状況把握、保全対策及び応急の復旧対策に関すること。 	に、
------------------------	--	----

「森林緑地班」を「森林管理班」に、「森林緑地課長」を「森林管理課長」に改め、同表商工労働部の項中「国際物流推進班」を「国際物流商業班」に、「国際物流推進課長」を「国際物流商業課長」に、「労政能力開発班」を「労働政策班」に、「労政能力開発課長」を「労働政策課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---